

第2期安芸市子ども・子育て支援事業計画



令和2年3月

安芸市

はじめに

厚生労働省による人口動態統計の推計によると、我が国全体の人口減少は急速に進んでおり、安芸市においても同様に 2019 年の出生数が 73 人と依然減少傾向にあり、高齢化率は 40.0%となりました。人口減少、少子高齢社会の進展は、経済の成長や社会保障制度、地域社会等へ深刻な影響を及ぼす課題であり、将来の子どもたちの生活環境にも大きな変化をもたらすものと考えられます。

国におきましては、人口減少を克服し、活力ある日本社会を実現するため、第 2 期まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、少子化社会対策大綱についての見直しが行われることとなっております。

本市におきましても、国の動向にも注目しながら、第 2 期総合戦略・少子化対策強化基本計画に基づき、出会いから結婚、妊娠、出産、子育てまでの切れ目ない総合的な支援や、移住・定住の取り組み、地域産業の振興等を実施していくことで、長期的で安定的な人口の確保を引き続き目指してまいります。子育て支援に関しましては、核家族化の進行や働き方の多様化により、子育て世帯の環境や保育ニーズも多様化するなか、令和元年 10 月から幼児教育・保育の無償化がスタートしました。子育て世帯を取り巻く社会の変化に応じ、より子育てしやすい制度や環境を整備し、柔軟に対応できるよう、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進していくことが行政に求められています。

このような状況を踏まえ、「第 2 期安芸市子ども・子育て支援事業計画」を策定いたしました。新たな計画におきましても、平成 27 年度から取り組んでまいりました「安芸市子ども・子育て支援事業計画」の基本理念を継承し、今後も、地域の子ども・子育て支援の充実とともに保育の量的確保に努め、支援を要する子どもや世帯が孤立感を持つことなく安心して相談ができ、援助できるよう関係機関の連携強化を図ります。

最後に、アンケート調査やパブリックコメントなどで貴重なご意見を賜りました市民の皆様をはじめ、計画策定にご尽力いただきました、安芸市子ども・子育て会議委員の皆様、並びに関係者の方々に深く感謝し、心から厚くお礼を申し上げます。今後とも市民の皆様には、安芸市の福祉行政の推進にご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和 2 年 3 月

安芸市長 横山 歳夫

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の背景・趣旨	1
2 計画の性格	2
3 計画の期間	3
4 計画の策定にあたって	3
5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要	4
第2章 安芸市の子どもを取り巻く状況	10
1 人口・世帯の状況	10
2 結婚・就業の動向	16
3 保育所（園）・幼稚園・学校の状況	18
4 アンケート調査結果の概要	21
5 第1期安芸市子ども・子育て支援事業計画「基本施策と取り組み」の評価	29
6 現状と課題	37
第3章 計画の基本的方向	39
1 基本理念	39
2 基本目標	40
3 施策の体系	42
第4章 施策の展開	43
1 子どもと子育て家庭への支援	43
2 地域における子育ての支援	48
3 仕事と子育ての両立支援	53
4 子どもの教育環境の整備	55
第5章 事業計画	60
1 教育・保育提供区域の設定	60
2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策	61
3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策	65
第6章 計画の推進	78
1 計画の推進体制	78
2 計画の進行管理	78
第7章 参考資料	79
1 安芸市子ども・子育て会議条例	79
2 安芸市子ども・子育て会議委員名簿	81

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景・趣旨

急速な少子高齢化の進行は、就労環境の変化をはじめ、地域社会の活力の低下をもたらしており、近年、結婚や子どもを生ま育てることに対する意識等も変わってきています。安芸市においても、子どもや子育て家庭を取り巻く環境は大きく変化しており、子育てを社会全体で支援していくことが必要となっています。

このような状況のなか、国においては、次世代の社会を担う子どもを健やかに生ま育てる環境整備を図るため、平成15年に「次世代育成支援対策推進法」を制定し、次世代育成に向けた取り組みを進めてきました。その後、平成22年1月には「子ども・子育てビジョン」を閣議決定し、子ども・子育て新システム検討会議を設置、幼保一体化を含む新たな次世代育成支援のための包括的・一元的な制度（子ども・子育て支援新制度）の構築について検討が行われました。

その結果、平成24年には、認定こども園、幼稚園、保育園を通じた共通の新たな給付や、認定こども園法の見直し・改正などが盛り込まれた「子ども・子育て関連3法」が制定され、幼児期における学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年に本格的に開始しました。

子ども・子育て支援新制度では、従来の子育て支援に関する制度や財源を一元化して新しい仕組みを構築し、幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的拡充、家庭における養育支援等を総合的に推進し、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会の実現を目指しています。

本市では、子ども・子育て新支援制度に基づき、平成27年3月に「安芸市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、家庭や地域、企業や教育・保育サービス事業者、行政等の各主体が連携し、協働しながら、子どもや子育て支援のための取り組みを進めてきました。今後も、子どもの健やかな育ちを支え、子どもの最善の利益を守るとともに、結婚や出産・子育てがしやすい環境づくりなど、子どもを産み・健やかに育てるための課題を解決するためには、「幼児期における質の高い教育・保育の総合的な提供」や「保育の量的確保」、「地域の子ども・子育て支援の充実」に向けた取り組みが必要となります。また、子どもや子育てを取り巻く社会状況の変化により、支援を要する子どもの増加、貧困問題、定住外国人の増加など、新たな行政需要も生まれています。

また、平成26年7月に策定した「放課後子ども総合プラン」の取り組みをさらに推進させるため、平成30年9月14日に策定された「新・放課後子ども総合プラン」の方針を盛り込むこととします。

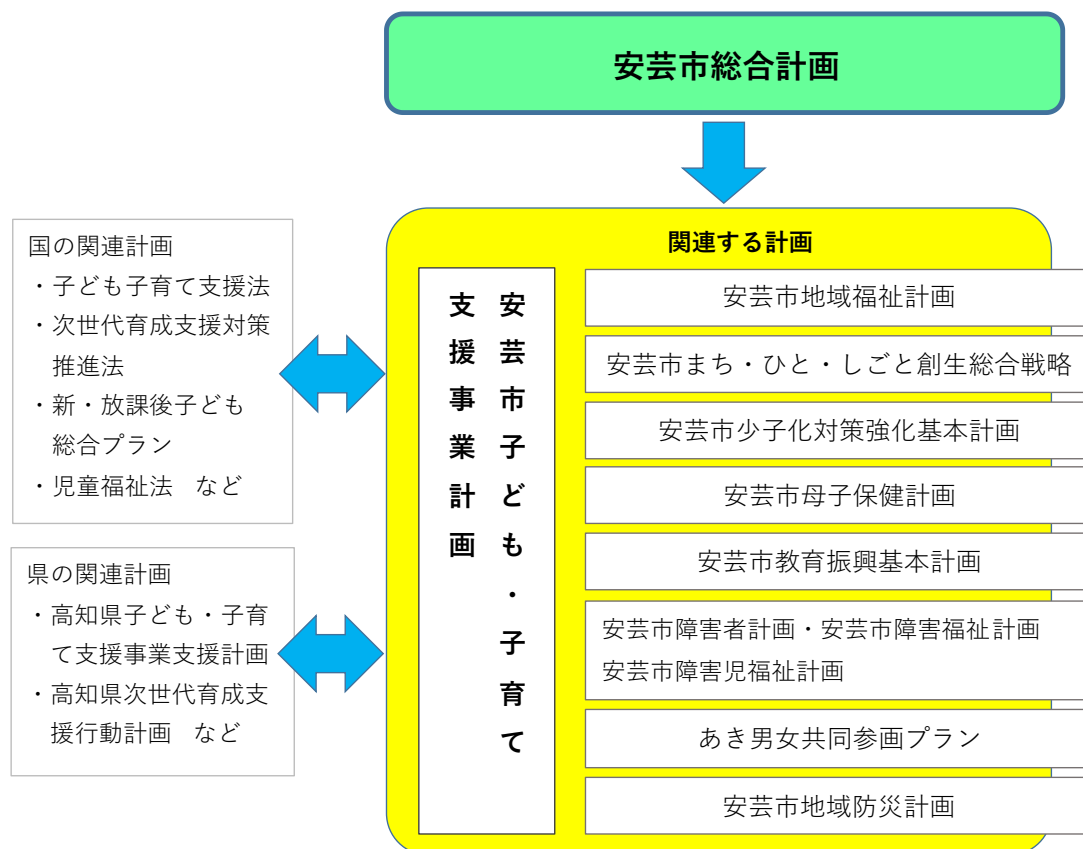
そこで、令和2年度から令和6年度の5年間の一期とする「第2期安芸市子ども・子育て支援事業計画」を策定し、基本理念の下、市民総ぐるみで妊娠・出産期からの切れ目のない子育て支援に取り組む社会の実現を目指します。

2 計画の性格

(1) 位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく市町村子ども・子育て支援事業計画として位置づけられ、国の「子ども・子育て支援法に基づく基本指針」に即して策定を行う必要があります。

また、本市の最上位計画である「安芸市総合計画」をはじめ、各種法律に基づく様々な関連計画と整合を図り、効果的かつ効率的な施策の推進及び進行管理に努めます。



(2) 次世代育成支援行動計画等との関係

次世代育成支援対策推進法は、平成 17 年 4 月から平成 27 年 3 月までの 10 年間の時限立法として成立されましたが、平成 26 年の改正によりさらに 10 年間延長され、行動計画については任意策定となりました。

本計画は、次世代育成支援対策推進法に基づく「市町村次世代育成支援行動計画」の考え方を継承するものとします。

(3) 計画の対象

本計画の対象は、障がい、疾病、虐待、貧困など社会的な支援の必要性が高い子どもやその家族を含め、すべての子どもと子育てにかかわる個人や団体が対象となりますが、学童期までの子どもや子育て家庭等を主たる対象とします。

3 計画の期間

本計画の期間は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づき、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

なお、本計画期間において様々な状況の変化等により見直しの必要性が生じた場合、随時計画の見直しを行っていきます。

平成 22～26 年度	平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
次世代育成支援計画（後期計画） ➔	第 1 期計画									
			中間 見直し		改定	第 2 期計画				
										改定

4 計画の策定にあたって

(1) アンケート調査（ニーズ調査）の実施

本計画の策定にあたり、子育て中の親や子どもの生活実態、意見・要望等を把握し、策定の基礎資料とする目的で、平成 30 年 11 月 30 日現在において市内に在住する就学前児童の保護者、小学生児童（1～3 年生）の保護者を対象にアンケート調査を実施しました。

調 査 対 象	○就学前児童の保護者 ○小学生児童（1～3 年生）の保護者	
調 査 実 施 期 間	平成 30 年 12 月 12 日～12 月 21 日	
調 査 方 法	郵送及び配布	
調 査 数	○就学前児童の保護者	4 5 6 世帯
	○小学生児童の保護者	3 1 4 世帯
回 収 数 （ 率 ）	○就学前児童の保護者	3 4 2 世帯（75.0%）
	○小学生児童の保護者	2 3 7 世帯（75.5%）

(2) 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、検討機関として子ども・子育て支援に関し知識経験を有する者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者、子どもの保護者からなる「安芸市子ども・子育て会議」を設置、開催して、本市における子ども・子育て支援のあり方について審議し、その意見を踏まえて策定しました。

(3) パブリックコメントの実施

令和 2 年 1 月に安芸市のホームページ等で計画案に対するパブリックコメント（意見公募）を実施し、市民の皆様からのご意見を計画策定に反映しました。

5 子ども・子育て支援法に基づく制度の概要

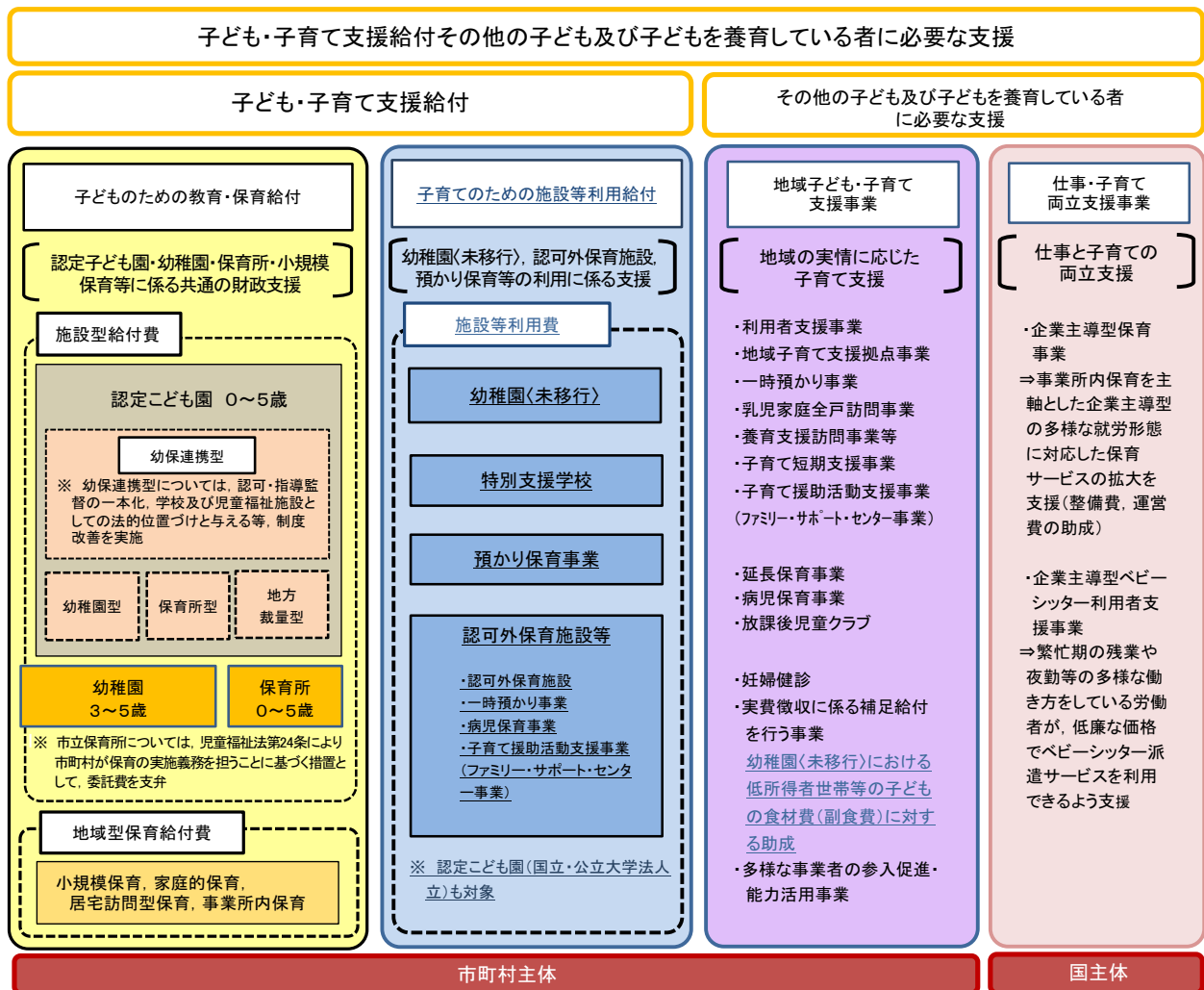
(1) 制度の全体像

子ども・子育て関連3法に基づく子ども・子育て支援新制度は、「子ども・子育て支援給付」と「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」に大別されます。

その中で、市町村主体となるのは「子ども・子育て支援給付」における「子どものための教育・保育給付」と「子育てのための施設等利用給付」、「その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援」における「地域子ども・子育て支援事業」です。

また、「子育てのための施設等利用給付」は、令和元年10月から実施された幼児教育・保育の無償化により、新たに新設された給付です。

【制度における給付・事業の全体像】



出典：内閣府「子ども・子育て支援法の一部を改正する法律案について」

幼児教育・保育の無償化

幼稚園、保育所、認定こども園等を利用する3歳から5歳までのすべての子どもの利用料が無償化されます。無償化の期間は、幼稚園については満3歳（3歳になった日）から、保育所については3歳児クラス（3歳になった後の最初の4月以降）から無償化となります。

食材料費や通園送迎費、行事費などは無償化の対象外となり、これまでどおり保護者の負担となります。ただし、年収360万円未満相当世帯の子どもと、すべての世帯の第3子以降の子どもについては、副食（おかず・おやつ等）の費用が免除となります。本市では、3歳児から5歳児までの保育所等を利用する子どもの副食費を無償化しています。

預かり保育の利用料については、市から保育の必要性があると認定を受けた場合に、幼稚園等の保育料の無償化に加え、月額上限額11,300円までの範囲で無償となります。

なお、0歳から2歳児の子ども利用料については、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。

① 子ども・子育て支援給付

ア 子どものための教育・保育給付

幼児期の学校教育と、保育の必要性のある子どもへの保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設等を利用した場合に給付対象となります。

【施設型給付】

施設型給付の対象事業は、「認定こども園」、「幼稚園」、「認可保育所」等の教育・保育施設です。市町村が保護者に対して施設型給付費を支給することになります。

ただし、施設型給付は、次の3つの給付構成が基本となっています。

【施設型給付】

名称	対象年齢	概 要
幼稚園	3～5歳児	<p>3歳から就学前の子どもに適切な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的とした施設です。学校教育法に基づいています。</p> <p>通常の就園時間の利用、幼稚園の預かり保育、通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ。</p> <p>子ども・子育て支援新制度に移行している幼稚園は利用料が無償となります。</p>
認可保育所	0～5歳児	<p>保護者の労働や疾病などの事由により保育に欠ける0歳から就学前の子どもを保育することを目的とした施設です。国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のものです。児童福祉法に基づきます。</p> <p>0～2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以上は利用料無償となります。</p>
認定こども園	0～5歳児	<p>幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設です。</p> <p>0～2歳児は住民税非課税世帯、3歳児以上は利用料無償となります。</p>

【地域型保育給付】

市による認可事業（地域型保育事業）として、地域型保育給付の対象となります。

地域型保育給付対象事業は、「小規模保育事業」、「家庭的保育事業」、「居宅訪問型保育事業」、「事業所内保育事業」の4種類から構成されます。

【地域型保育給付】

名称	対象年齢	概要
小規模保育事業	0～2歳児	主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、保育することを目的とする施設において、保育を行う事業です。利用定員は6人以上19人以下です。
家庭的保育事業		主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、家庭的保育者※の居宅その他の場所において、保育を行う事業です。利用定員は5人以下です。
事業所内保育事業		事業主（企業）等が、主に満3歳未満の、従業員の子どものほか、地域において保育を必要とする乳幼児についても、事業主等が設置する施設等で保育を行う事業です。
居宅訪問型保育事業		主に満3歳未満の保育を必要とする乳幼児について、乳幼児の居宅において、家庭的保育者※による保育を行う事業です。

※家庭的保育者……市などが行う研修を修了した保育士その他の厚生労働省令で定める者であって、保育を必要とする乳幼児の保育を行う者として市が適当と認めるもの。

【地域型保育事業の構成】

認可 定員	19人以下 6人以上	小規模保育 事業主体：市町村、民間事業者等	居宅訪問型 保育 事業主体：市町村、 民間事業者等	事業所内保育
	5人以下 1人以上	家庭的保育 事業主体：市町村、民間事業者等		事業主体： 事業主等
保育の 実施場所等	保育者の居宅その他の場所、施設 (右に該当する場所を除く)		保育を必要とする 子どもの居宅	事業所の従業員の子ども + 地域の保育を必要とする 子ども(地域枠)



イ 子育てのための施設等利用給付

「幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）」、「認可外保育施設」、「預かり保育」等の利用に係る支援を行います。

【子育てのための施設等利用給付】

名称	対象年齢	利用支援の内容
幼稚園（子ども・子育て支援新制度へ未移行）	満3歳～5歳児	新制度の幼稚園における利用者負担額を上限として無償化となります。
特別支援学校の幼稚園部	3～5歳児	3～5歳児の就学前の障害児の発達支援（いわゆる障害児通園施設）を利用する子どもたちについて、利用料が無償化となります。
預かり保育事業	3～5歳児	保育の必要性があると認定を受けた場合には、幼稚園や認定こども園の利用料に加え、利用実態に応じて、認可保育所における保育料の全国平均額（月額3.7万円）と幼稚園保育料の無償化の上限額との差額である最大月1.13万円までの範囲で預かり保育の利用料が無償化となります。
認可外保育施設	0～5歳児	保育の必要性があると認定された3～5歳児を対象として、認可保育所における保育料の全国平均額までの利用料が無償化となります。 0～2歳児については、住民税非課税世帯を対象として、月額4.2万円までの利用料が無償化となります。
一時預かり事業 病児保育事業 子育て援助活動 支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	0～5歳児	特定教育・保育施設（保育所・認定こども園）又は特定地域型保育事業を利用できていない人で保育の必要性がある場合は、保育所等の利用者との公平性の観点から、施設等利用給付第2・3号認定を受けることにより、認可保育所における保育料の全国平均額（3歳から5歳までの場合、月額3.7万円）まで認可外保育施設等の利用と併せて、施設等利用給付を受けることができます。



② その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援

ア 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

地域子ども・子育て支援事業は、子ども・子育て支援法で13事業定められており、その13事業は交付金の対象となりますが、本市では、このうち11事業を実施するとともに、市独自の施策を展開し、地域子ども・子育て支援事業として地域の課題解決のために必要なサービスを整備していきます。

【地域子ども・子育て支援事業（法定13事業）】

事業名	状況	対象
①利用者支援事業	継続	保護者
②地域子育て支援拠点事業	継続	0～5歳児
③妊婦健康診査	継続	妊婦
④乳児家庭全戸訪問事業	継続	生後4か月までの乳児がいる家庭
⑤養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	継続	養育支援が必要な家庭
⑥子育て短期支援事業	継続	0～11歳児
⑦子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	継続	概ね生後6か月～小学生まで
⑧一時預かり事業	継続	0～5歳児
⑨延長保育事業	継続	0～5歳児
⑩病児保育事業	継続	0～8歳児
⑪放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	継続	6～11歳児
⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業	未実施	—
⑬多様な事業者の参入促進・能力活用事業	未実施	—

(2) 子どもの認定区分

教育・保育給付認定は、保育所、認定こども園、新制度に移行した幼稚園等を利用するために必要な認定です。

施設等利用給付認定は、幼稚園（新制度に移行した幼稚園を除く）、預かり保育、認可外保育施設等の利用料の無償化の給付を受けるために必要な認定です。

認定区分		対象者	対象施設
教育・保育給付	1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども（保育の必要性なし）	幼稚園 認定こども園
	2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園
	3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前の子ども（保育を必要とする子ども）	保育所 認定こども園 家庭的保育事業等
施設等利用給付	新1号認定	満3歳以上の小学校就学前子どもであって、新2号認定子ども・新3号認定子ども以外	幼稚園 特別支援学校等
	新2号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子ども	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
	新3号認定	満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前子どもであって、家庭において必要な保育を受けることが困難である子どものうち、保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリー・サポート・センター事業（2歳児まで新3号、3歳児からは新2号）

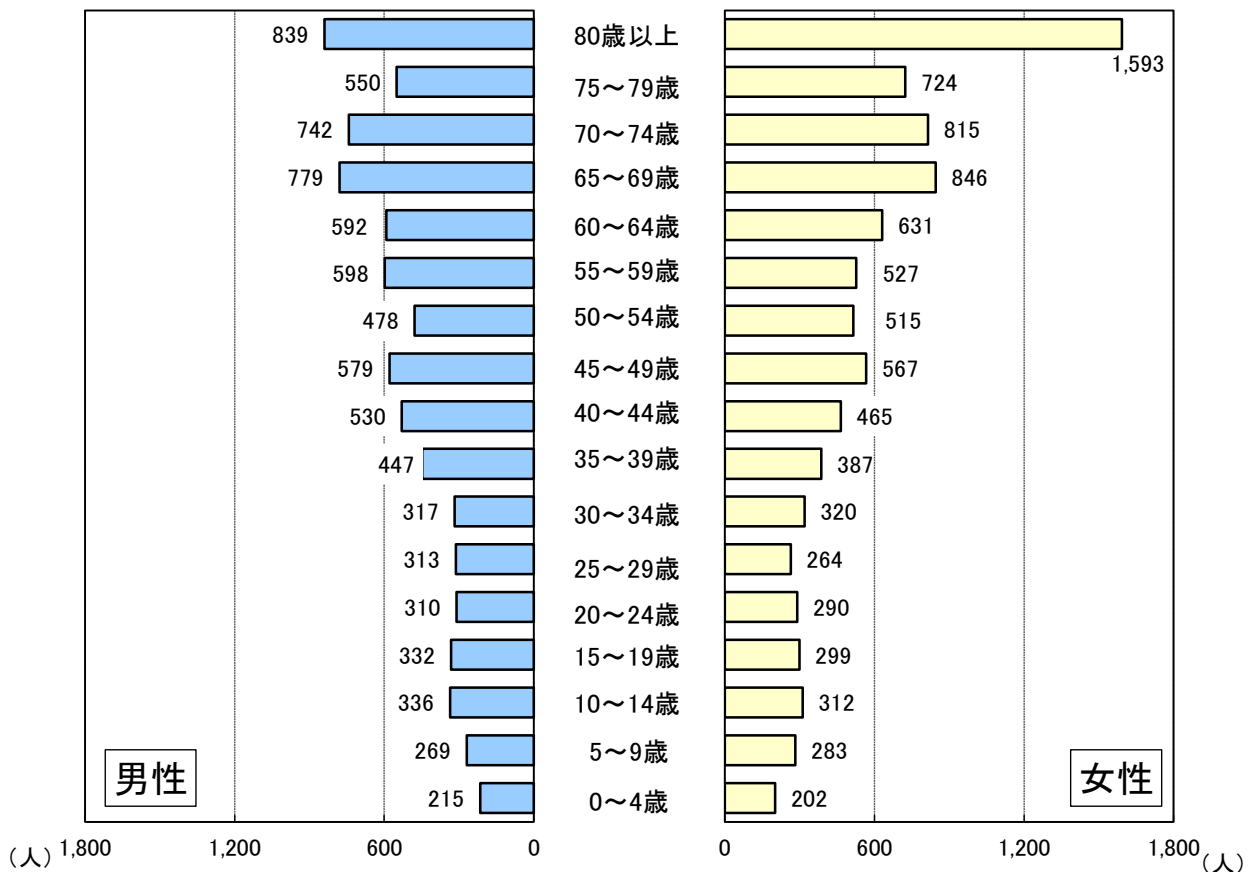
第2章 安芸市の子どもを取り巻く状況

1 人口・世帯の状況

(1) 人口ピラミッド

本市の性別・年齢5歳区分別の人口構成は、男女とも65歳以上の高齢層が多く、35歳未満の若年層が少なくなっています。特に結婚期である20歳代の人口が少なく、少子高齢化は今後ますます進展するものと考えられます。

【人口ピラミッド (平成31年3月末現在)】



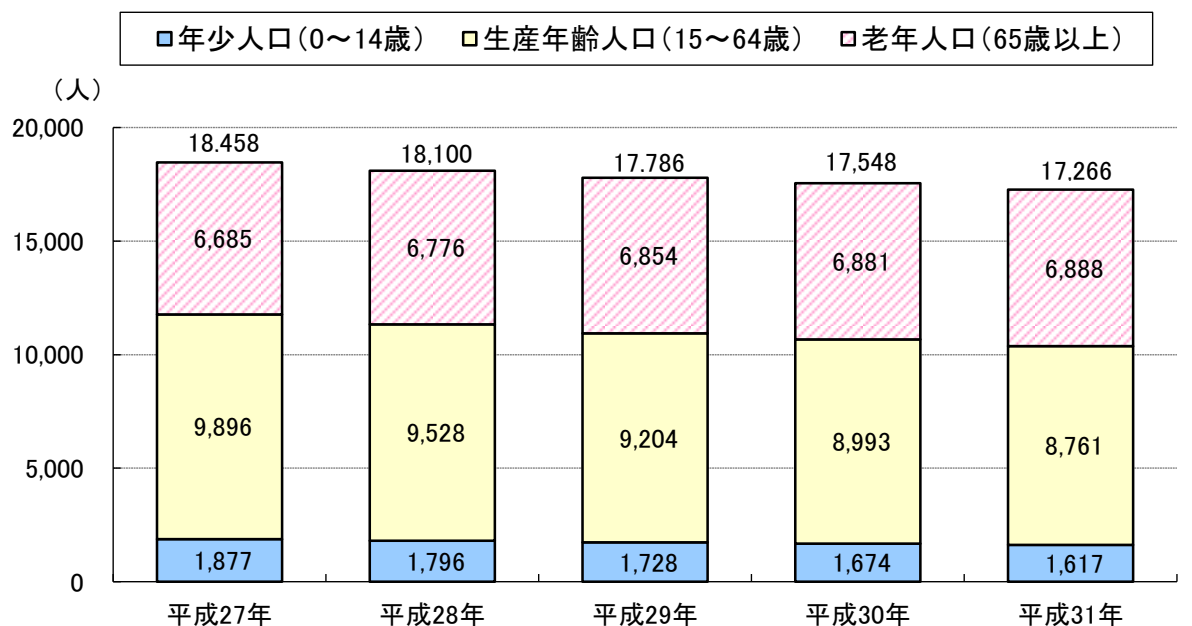
出典:住民基本台帳

(2) 人口の推移

直近5か年の人口の推移は、年少人口（0～14歳）、生産年齢人口（15～64歳）が年々減少、老年人口（65歳以上）が増加しており、総人口は減少を続けています。

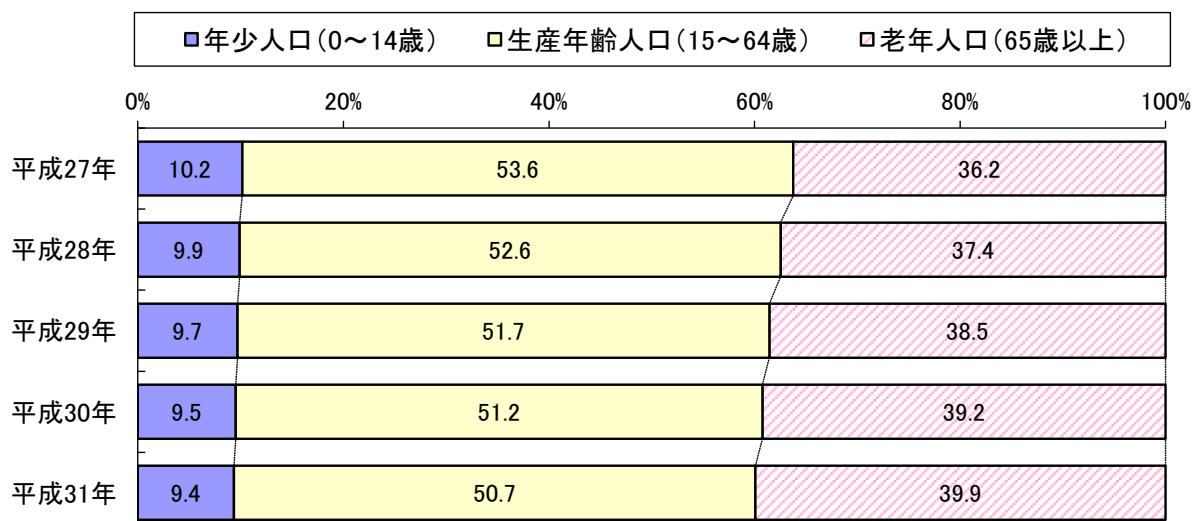
年齢3区分人口割合は、平成31年で年少人口9.4%、生産年齢人口50.7%、老年人口39.9%となっています。

【総人口と年齢3区分人口の推移】



出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

【年齢3区分人口割合の推移】

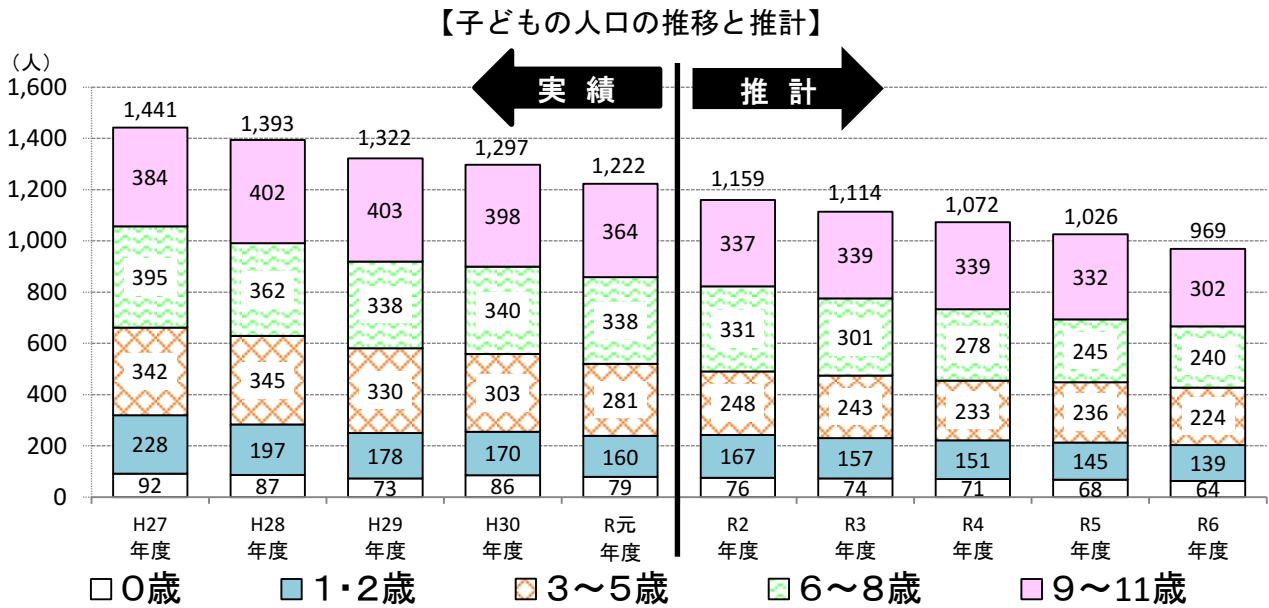


出典：住民基本台帳（各年3月末現在）

(3) 子どもの人口の推移と推計

直近5か年の小学生までの子どもの人口は減少傾向で推移しており、令和元年度では1,222人となっています。

推計人口においても減少傾向が続くと見込まれており、計画の最終年度である令和6年の推計値は合計969人と、子ども・子育て支援新制度が始まった平成27年度の3分の2程度になると見込まれています。



出典：【実績】住民基本台帳(各年3月末現在)

【推計】平成27～31年の実績から、コーホートセンサス変化率法を用いて算出

【令和6年までの0歳児～11歳児の推計人口】

単位：(人)

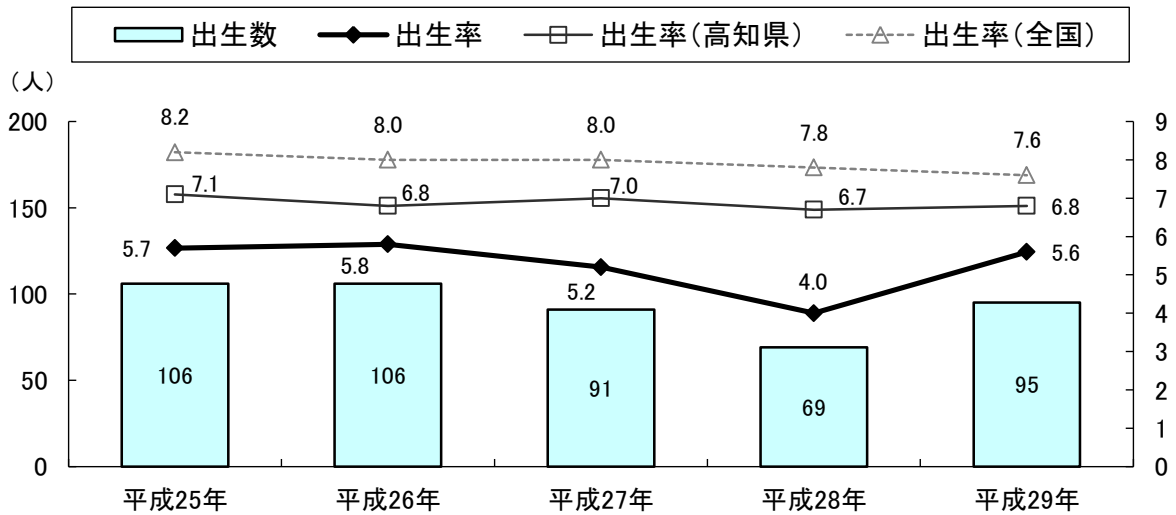
	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年	令和6年
0歳	76	74	71	68	64
1歳	80	77	74	71	68
2歳	87	80	77	74	71
3歳	71	84	77	75	72
4歳	89	72	85	78	75
5歳	88	87	71	83	77
6歳	102	88	87	70	83
7歳	110	102	88	87	70
8歳	119	111	103	88	87
9歳	110	118	111	103	89
10歳	111	110	118	110	103
11歳	116	111	110	119	110
総児童数	1,159	1,114	1,072	1,026	969

(4) 出生の動向

本市の出生数は70～100人程度、出生率（人口千対）は4～6程度で推移しており、高知県、全国の出生率を下回っています。

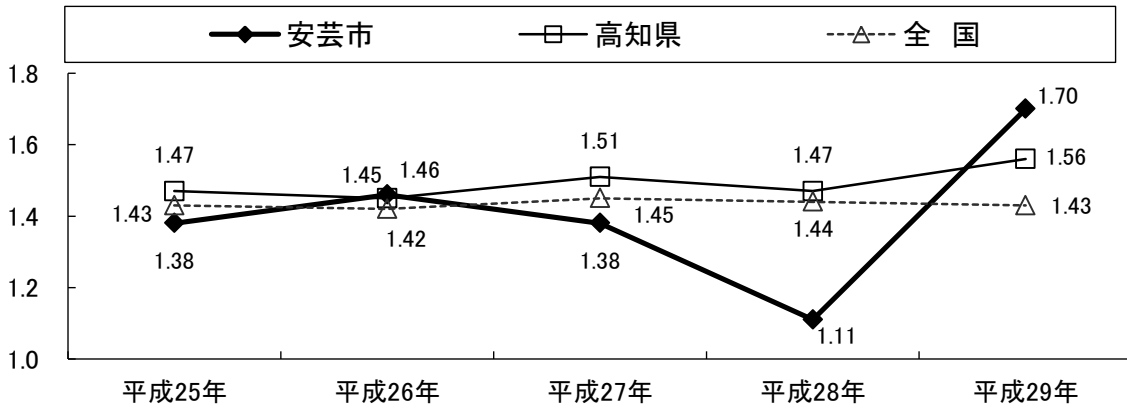
合計特殊出生率は年ごとの変動が大きいものの、平成29年では高知県、全国を上回る1.70となっています。

【出生数・出生率（人口千対）の推移】



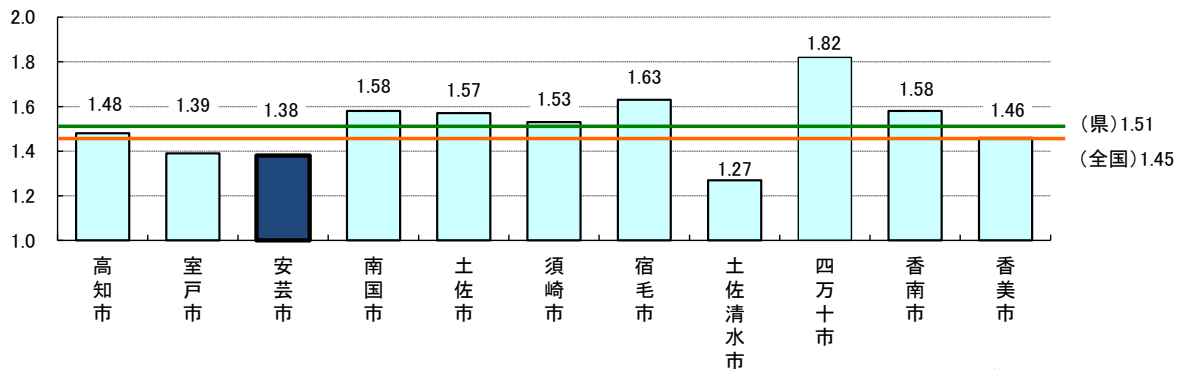
出典：人口動態統計

【合計特殊出生率の推移】



出典：人口動態統計、高知県健康づくり支援システム

【県内市の合計特殊出生率の比較（平成27年）】



出典：高知県健康づくり支援システム

(5) 人口動態の推移

出生から死亡を差し引いた自然増減、転入から転出を差し引いた社会増減は、直近5年間はいずれもマイナスであり、毎年200~400人程度の人口減となっています。

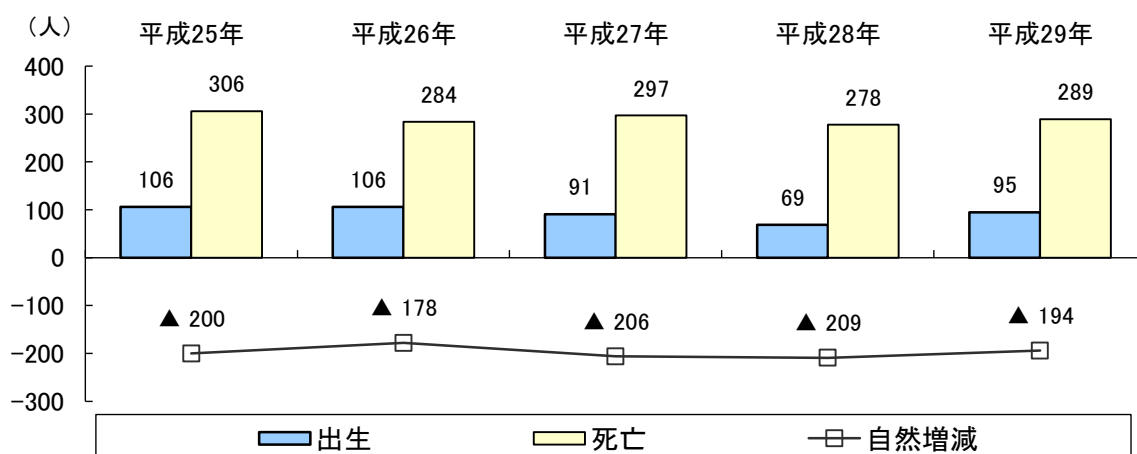
【人口動態の推移】

単位:(人)

	人口増減	自然動態			社会動態		
		出生	死亡	自然増減	転入	転出	社会増減
平成25年	▲ 288	106	306	▲ 200	447	535	▲ 88
平成26年	▲ 379	106	284	▲ 178	398	599	▲ 201
平成27年	▲ 395	91	297	▲ 206	404	593	▲ 189
平成28年	▲ 312	69	278	▲ 209	429	532	▲ 103
平成29年	▲ 209	95	289	▲ 194	437	452	▲ 15

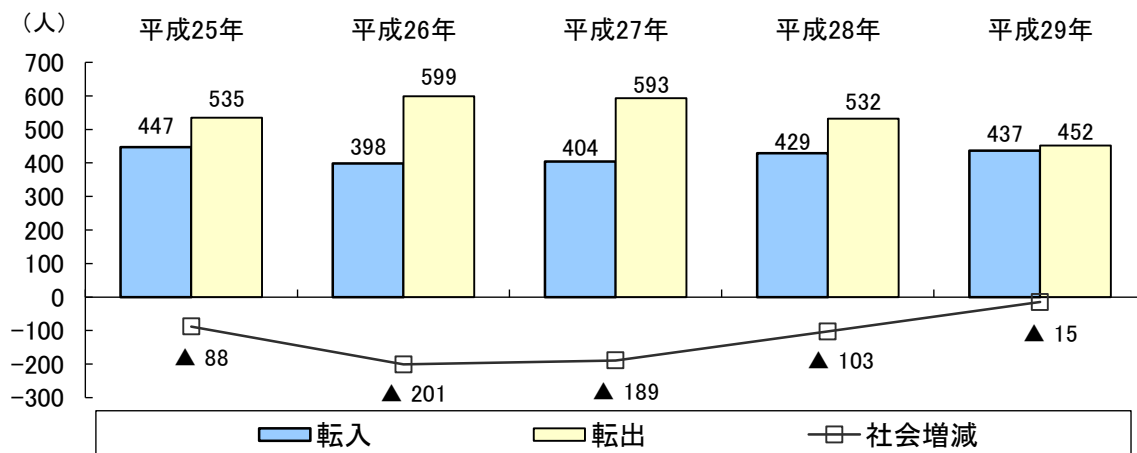
出典:人口動態総覧

【自然動態の推移】



出典:人口動態総覧

【社会動態の推移】



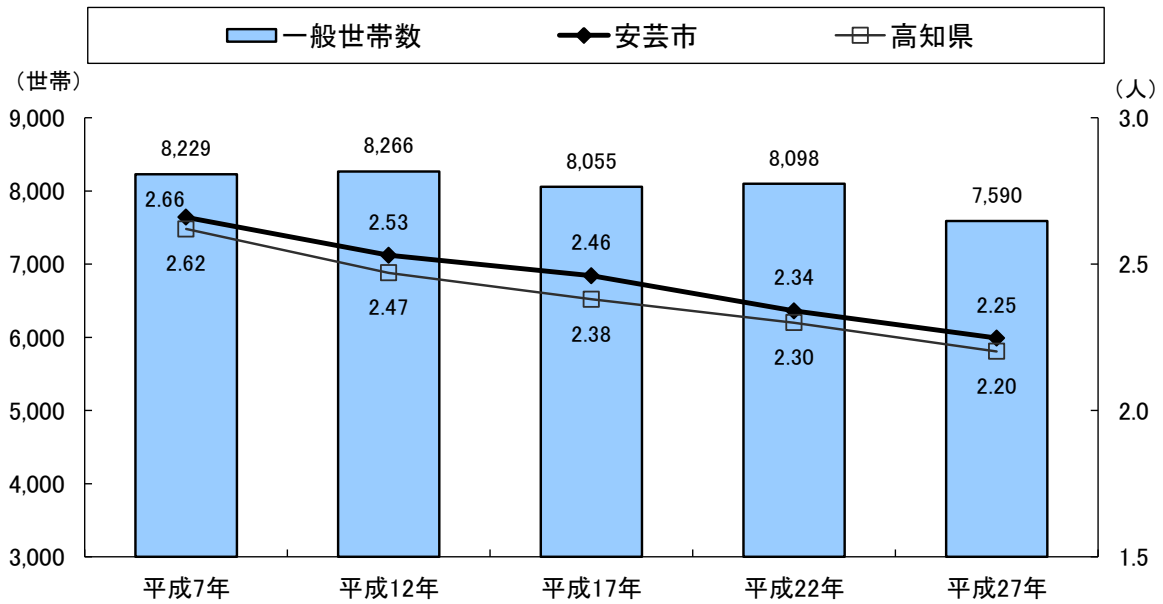
出典:人口動態総覧

(6) 世帯の動向

一般世帯数は、平成12年をピークに減少しており、平成27年で7,590世帯となっています。

1世帯当たり人員は、単独世帯の増加、核家族化の進展などにより年々少なくなっており、平成27年で2.25人となっています。

【世帯数・世帯人員の推移】



出典：国勢調査

【世帯構成（平成27年）】

単位：(世帯)

	一般世帯数	単独世帯数	親族のみの世帯					非親族を含む世帯
			核家族世帯				核家族以外の世帯	
			夫婦のみ	夫婦と子ども	男親と子ども	女親と子ども		
安芸市	7,590	2,615	1,654	1,599	165	758	755	37
	100%	34.5%	21.8%	21.1%	2.2%	10.0%	10.0%	0.5%
高知県	100%	36.4%	21.4%	22.9%	1.6%	9.1%	7.8%	0.8%
全国	100%	34.5%	20.1%	26.8%	1.3%	7.6%	8.6%	0.9%

出典：国勢調査

【ひとり親世帯（平成27年）】

単位：(世帯)

	世帯数	母子世帯		父子世帯	
		実数	割合	実数	割合
		安芸市	7,590	137	1.8%
高知県	318,086	5,986	1.9%	728	0.2%

出典：国勢調査

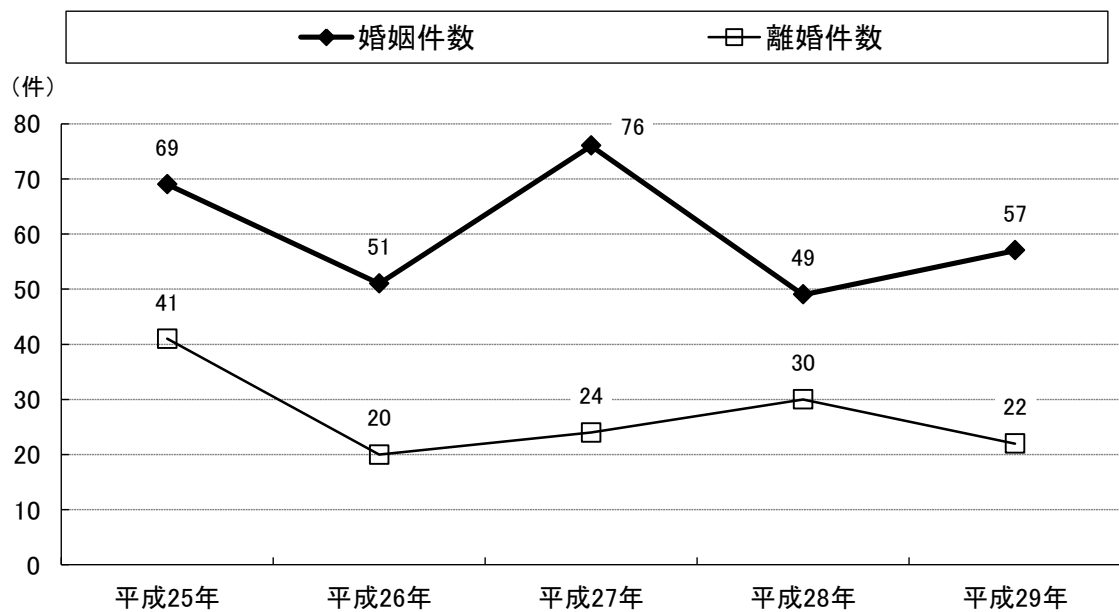
2 結婚・就業の動向

(1) 婚姻・離婚の動向

直近5か年の婚姻件数は平成27年の76件をピークに60件前後で推移している一方で、離婚件数は平成25年の41件をピークにその後20~30件で推移しています。

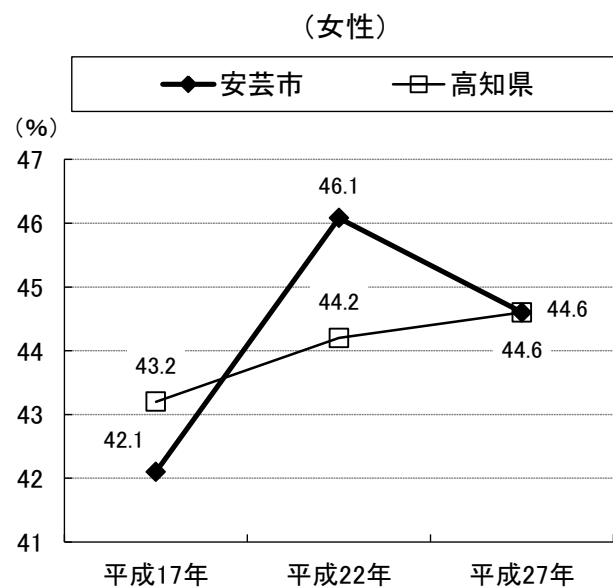
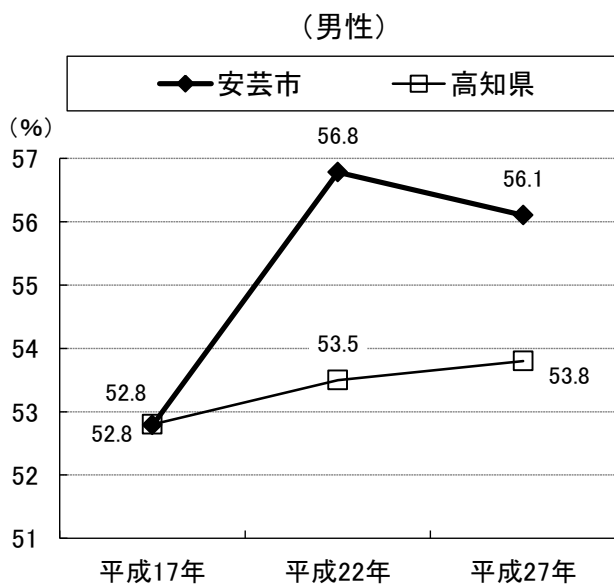
15~49歳の未婚率は男女とも平成22年から減少しており、平成27年では、男性は0.7ポイント減の56.1%、女性は1.5ポイント減の44.6%となっています。

【婚姻・離婚件数の推移】



出典:人口動態統計

【未婚率（15~49歳）の推移】



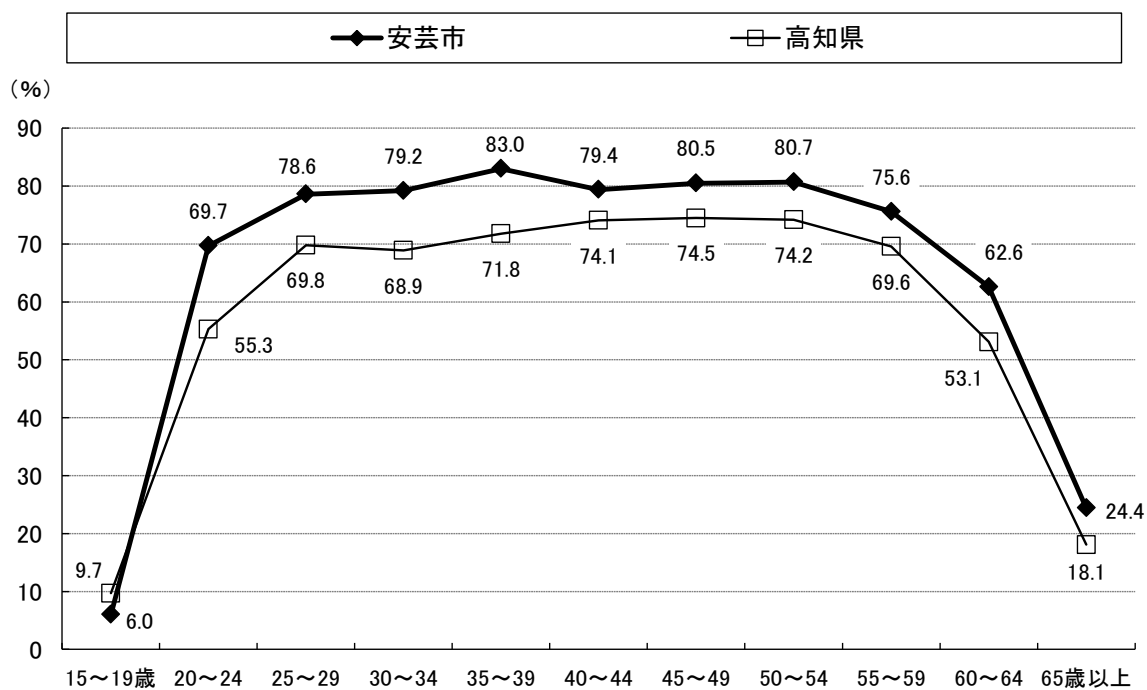
出典:国勢調査

(2) 女性の就業率

女性の就業率は、15～19歳を除くすべての年齢区分において高知県を上回っています。

アンケート調査によると、「フルタイムで就労中」は就学前児童のいる世帯で60.5%、小学校児童のいる世帯で62.9%、「フルタイム以外で就労中」は就学前児童のいる世帯で27.2%、小学校児童のいる世帯で30.0%となっています。

【年齢別女性就業率（平成27年）】



出典：国勢調査



3 保育所（園）・幼稚園・学校の状況

(1) 保育所（園）の状況

本市には保育所が8か所あり、公立保育所が7か所、私立保育所が1か所となっています。そのうち延長保育は矢ノ丸保育園の1か所、一時預かりは安芸おひさま保育所の1か所で実施されています。

入所児童数は減少傾向にあり、平成31年は412人となっています。

【保育所（園）の概要】

単位：(人)

区分	名称	所在地	定員	入園 園児数	受け入れ 年齢	延長 保育	一時 預かり
公立	安芸おひさま保育所	安芸市西浜570	135	100	0～5才		1日5人 まで
	穴内保育所	安芸市穴内乙1688	30	15	1～5才		
	赤野保育所	安芸市赤野乙49-3	30	15	1～5才		
	井ノ口保育所	安芸市井ノ口乙72	60	42	1～5才		
	土居保育所	安芸市土居1056	80	67	1～5才		
	川北保育所	安芸市川北甲2548-1	65	20	1～5才		
	伊尾木保育所	安芸市伊尾木818	25	19	1～5才		
私立	矢ノ丸保育園	安芸市矢ノ丸3-13-1	160	134	0～5才	19:30 まで	
合計			585	412			

出典：保育所入所のしおり(平成31年4月1日現在)

【保育所（園）入所児童数の推移】

単位：園数(か所)、園児数(人)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
園数		9	9	9	8	8
園児数	0歳	15	11	16	20	13
	1～2歳	166	159	141	135	132
	3歳以上	315	313	305	283	267
	計	496	483	462	438	412

出典：福祉行政報告例第54保育所・所在者月報(4月1日現在)

(2) 幼稚園の状況

本市の幼稚園は1か所で、入所児童数は平成31年で10人となっています。
直近5か年の入所児童数は平成28年の30人をピークに年々減少しています。

【幼稚園の概要】

単位：(人)

区分	名称	所在地	定員	入園 園児数
私立	海の星幼稚園	安芸市本町4丁目4-11	25	10

出典：運営費補助金申請資料(平成31年4月1日現在)

【幼稚園入園児童数の推移】

単位：園数(か所)、園児数(人)

	平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	平成31年
園数	1	1	1	1	1
園児数	21	30	19	16	10

出典：運営費補助金申請資料(4月1日現在)



(3) 小・中学校の状況

現在本市で開校している学校は、市立小学8校、市立中学校2校、県立中学校1校です。
令和元年度の児童生徒の総数は小学校699人、中学校435人となっています。

【小・中学校の概要】

単位：学級数(学級)、児童・生徒数(人)

区分	名称	所在地	学級数	在校 児童・生徒数
市立小学校	下山小学校	安芸市下山456	2	7
	伊尾木小学校	安芸市伊尾木3719	4	25
	川北小学校	安芸市川北甲2595	8	103
	土居小学校	安芸市土居1097	6	168
	井ノ口小学校	安芸市井ノ口乙81	6	84
	安芸第一小学校	安芸市久世町4-13	12	252
	穴内小学校	安芸市穴内乙1674	3	29
	赤野小学校	安芸市赤野乙1016	4	31
市立中学校	清水ヶ丘中学校	安芸市川北甲5685	7	180
	安芸中学校	安芸市西浜95-1	3	111
県立中学校	県立安芸中学校	安芸市清和町1-54	6	144

出典：各年度の児童生徒数表(令和元年5月1日現在)

【小・中学校の推移】

単位：学級数(学級)、児童数(人)、生徒数(人)

		平成27年	平成28年	平成29年	平成30年	令和元年
小学校 (※9校)	学級数	65	64	62	64	60
	特別支援学級	20	17	19	20	15
	児童数	778	760	739	730	699
中学校 (3校)	学級数	22	21	21	20	23
	特別支援学級	5	5	5	6	7
	生徒数	502	474	465	420	435

※平成30年より1校休校のため8校

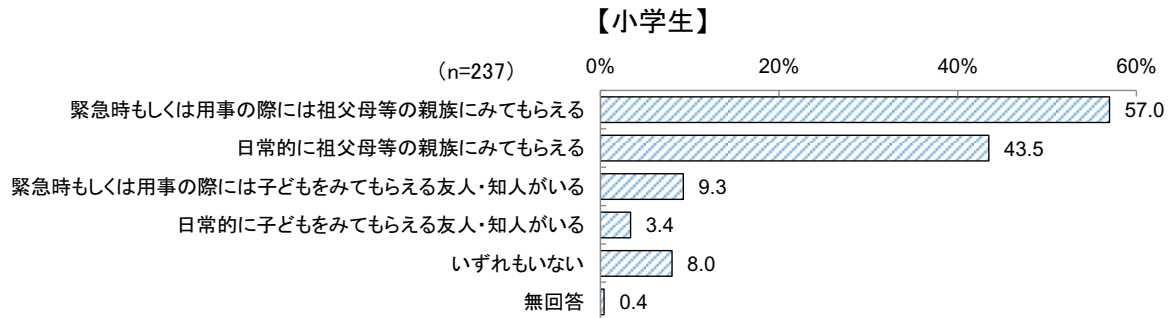
出典：各年度の児童生徒数表(5月1日現在)

4 アンケート調査結果の概要

(1) 子どもをみてもらえる親族・知人の有無

日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無については、5割以上の方が「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」と回答しています。

◆子どもをみてもらえる親族・知人の有無

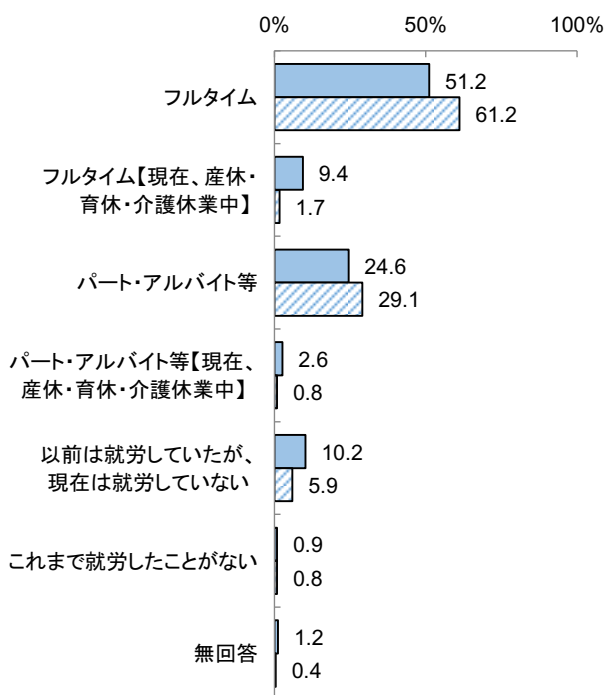


(2) 保護者の就労状況

保護者の就労状況については、「フルタイム」で働く母親の割合は、未就学児童、小学生の母親ともに5割を超えており、その割合は未就学から小学生へと子どもが大きくなるにつれ増加しています。また、「パート・アルバイト等」でも同様の傾向がみられます。

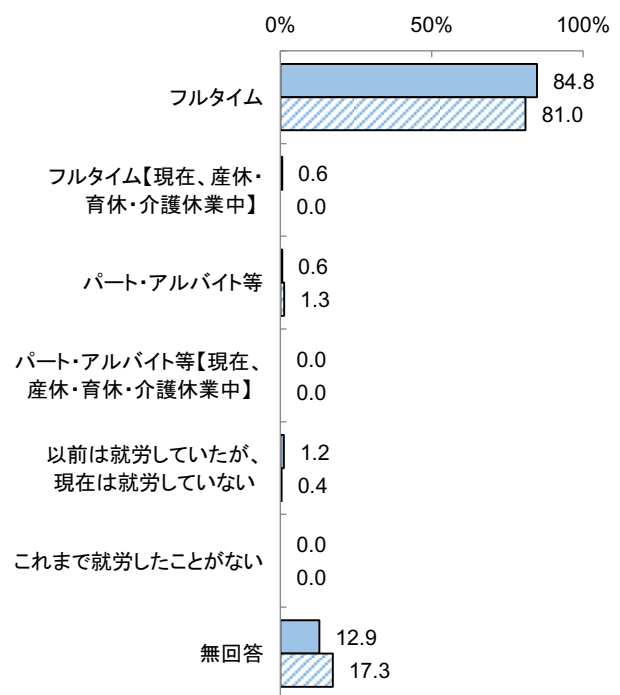
父親の就労状況は、「フルタイム」が8割以上を占めています。

◆母親の就労状況



■未就学児童(n=342) □小学生(n=237)

◆父親の就労状況



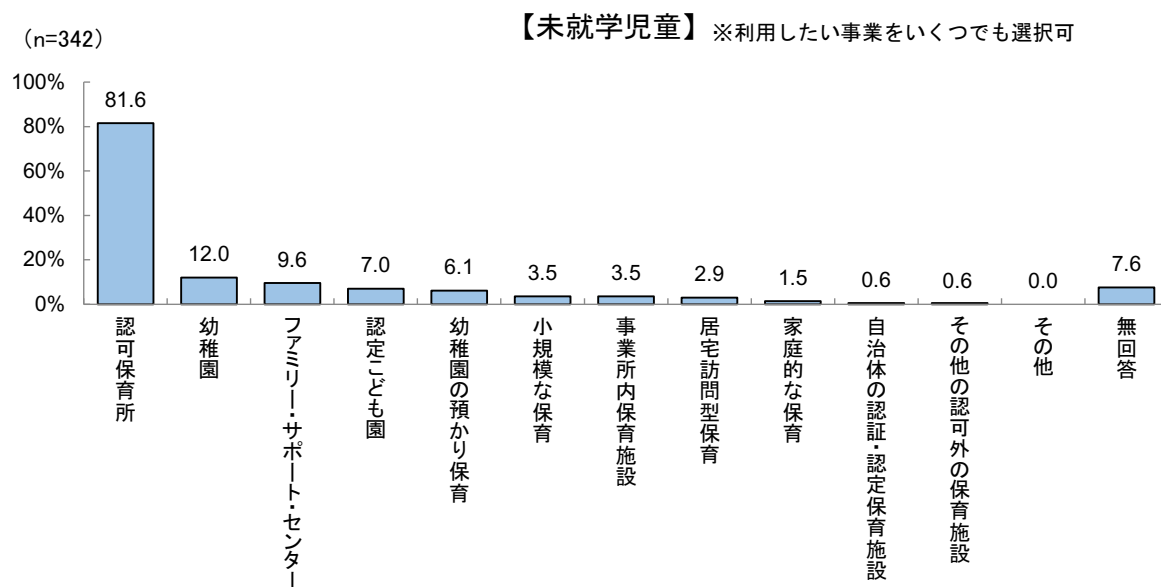
■未就学児童(n=342) □小学生(n=237)

(3) 平日に定期的にご利用したい教育・保育の事業

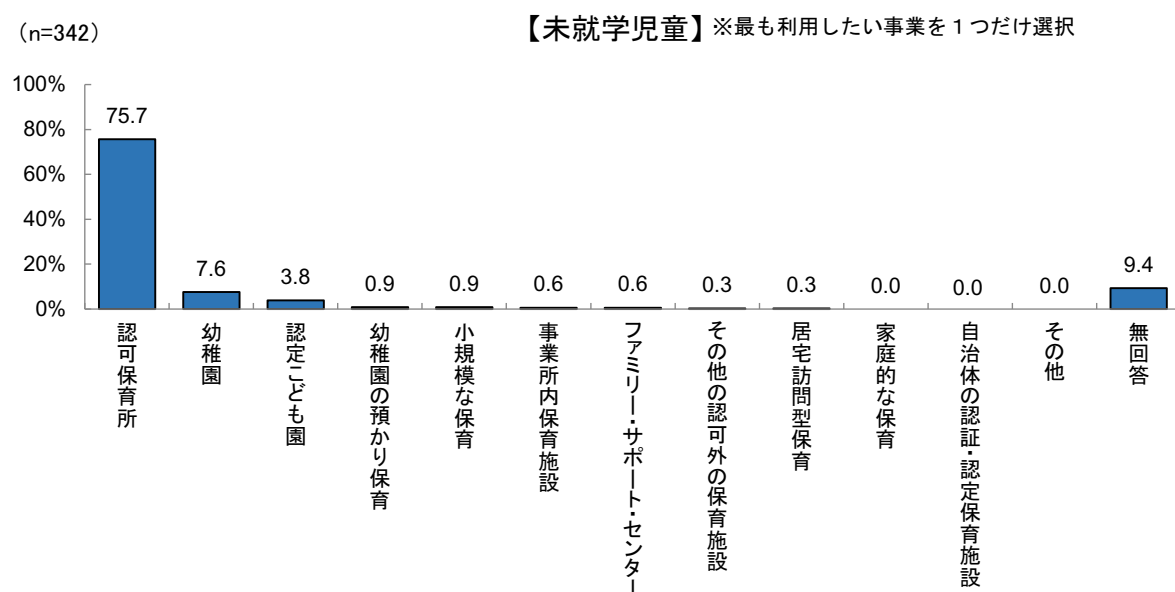
平日に定期的にご利用したい教育・保育の事業については、「認可保育所」(81.6%)の利用希望が8割を超えており、次いで「幼稚園」(12.0%)、「ファミリー・サポート・センター」(9.6%)などとなっています。

また、利用を希望した事業の中で、特に利用したい事業についてみると、「認可保育所」(75.7%)が最も高くなっています。

◆平日に定期的にご利用したい教育・保育の事業



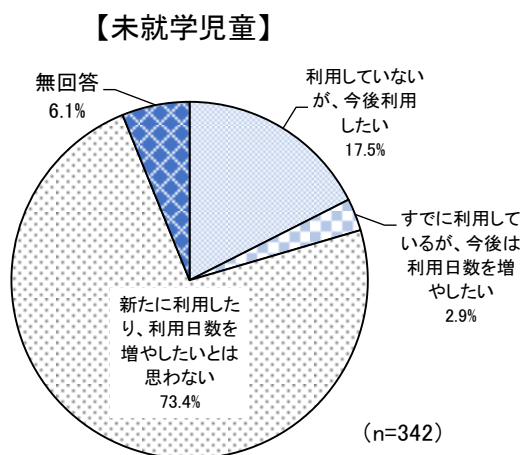
◆平日に定期的にご利用したい教育・保育の事業の中で最も利用したい事業



(4) 地域子育て支援拠点事業の今後の利用意向

地域子育て支援拠点事業の今後の利用の希望では、「利用していないが、今後利用したい」が17.5%、「すでに利用しているが、今後は利用日数を増やしたい」が2.9%となっており、新たに利用、または利用日数の増加を考えている人は、全体の20.4%となっています。

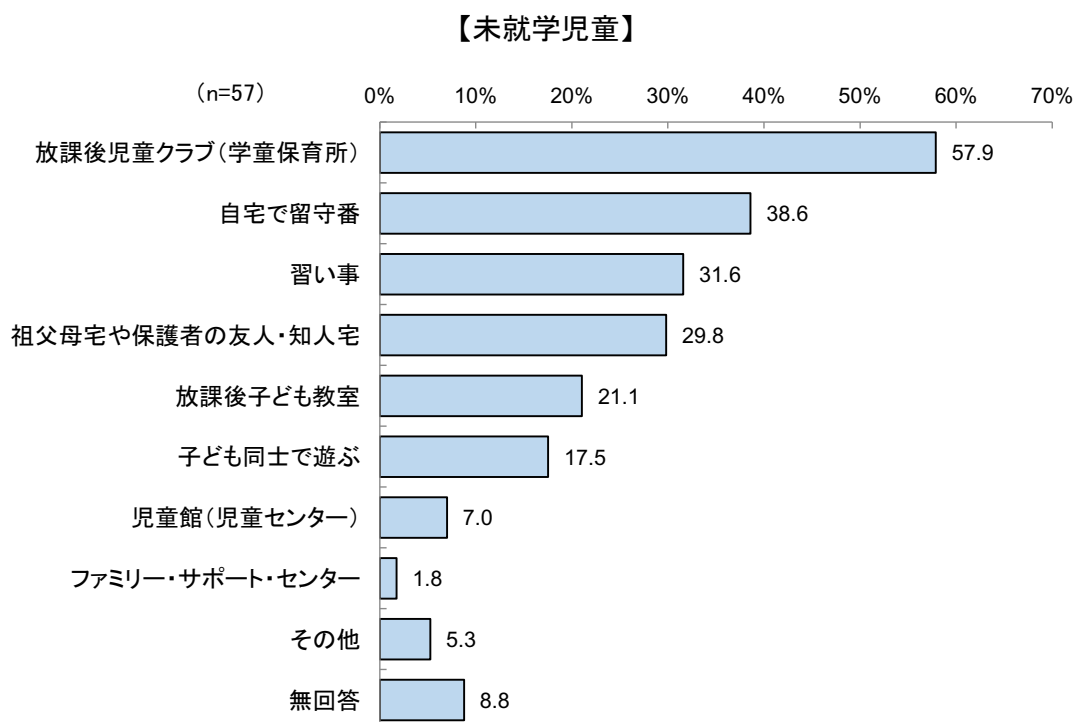
◆地域子育て支援拠点事業の今後の利用希望



(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方の希望

未就学児童（5歳以上のみ）保護者が、小学校就学後、子どもを放課後どのような場所で過ごさせたいかについては、「放課後児童クラブ（学童保育所）」の希望者が5割を超えており、次いで「自宅で留守番」（38.6%）、「習い事」（31.6%）などとなっています。

◆小学校就学後の放課後の過ごさせ方の希望 : 5歳以上のみ

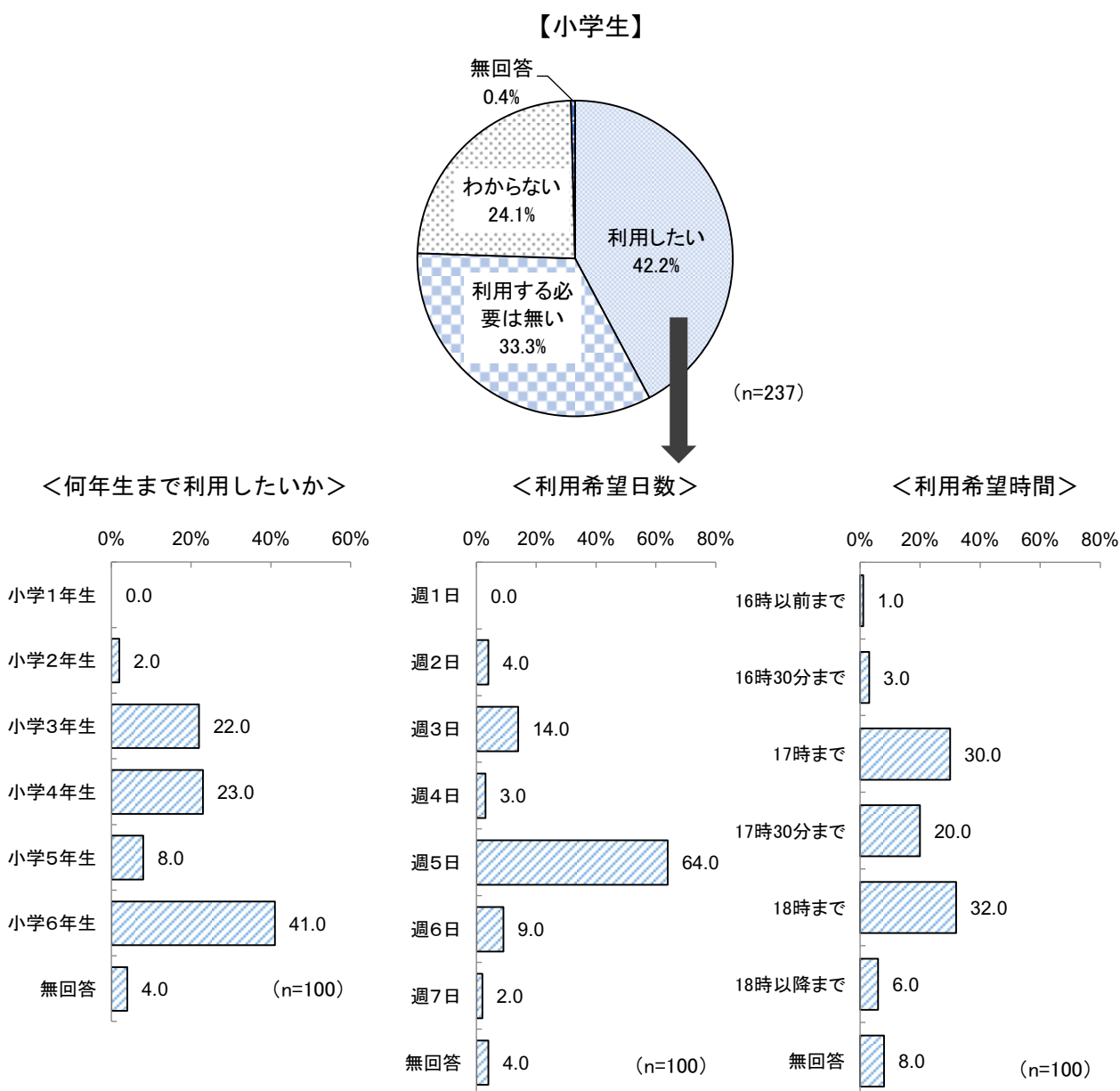


(6) 放課後児童クラブ（学童保育所）の利用希望

小学生の保護者に放課後児童クラブ（学童保育所）の利用希望についてたずねてみると、「利用したい」が42.2%と4割以上となっています。

また、「利用したい」と回答した人の、利用を希望する期間・日数・時間についてみると、期間は「小学6年生」（41.0%）、日数は「週5日」（64.0%）、時間は「18時まで」（32.0%）がそれぞれ最も高くなっています。

◆放課後児童クラブ（学童保育所）の利用希望及び希望時期と頻度

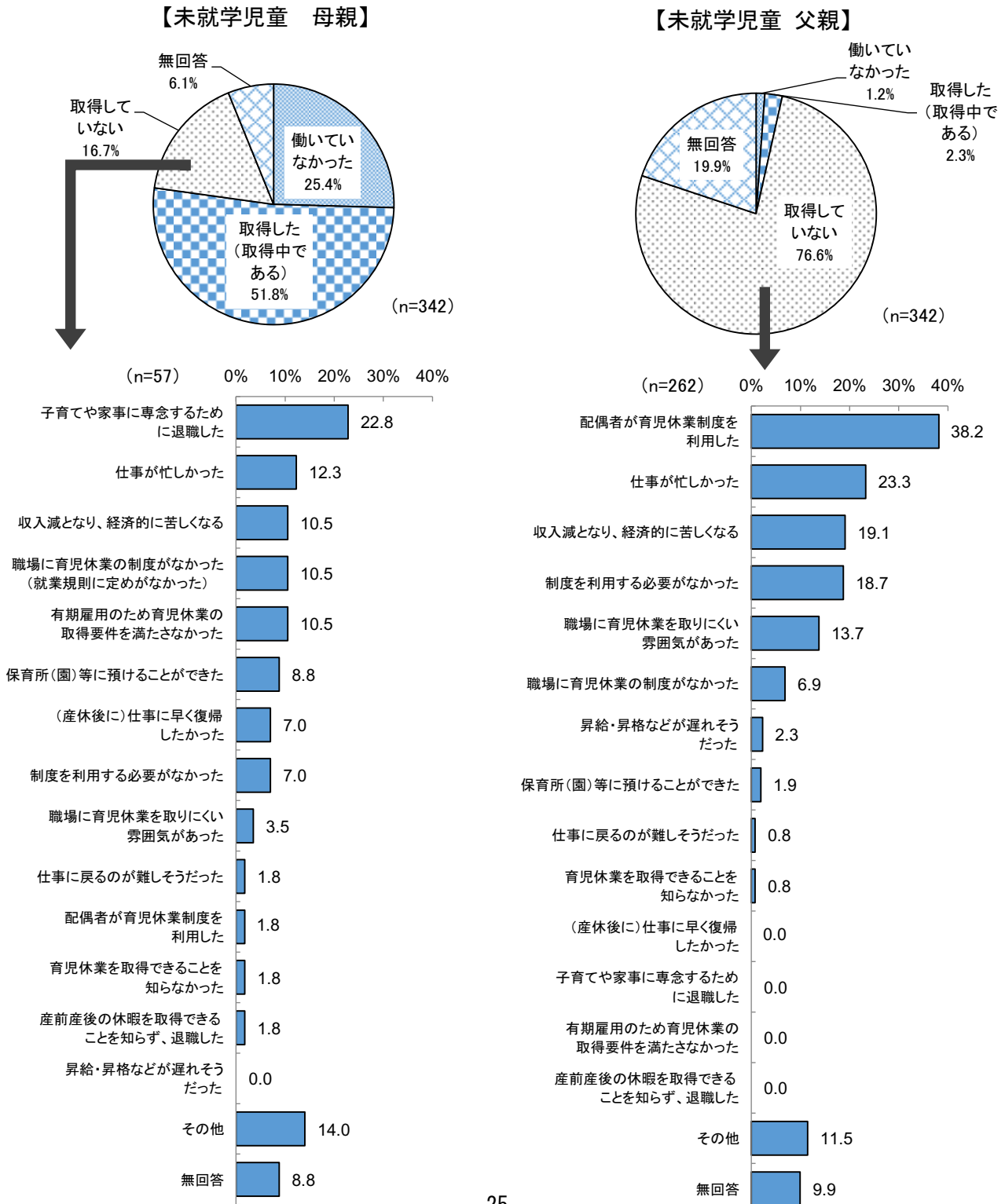


(7) 育児休業の取得状況・取得していない理由

育児休業の取得状況については、母親では、「取得した（取得中である）」が51.8%を占めているのに対し、父親ではわずか2.3%と低く、「取得していない」が76.6%を占めています。

また、育児休業を取得していない主な理由は、母親では「子育てや家事に専念するために退職した」、父親では「配偶者が育児休業制度を利用した」となっています。

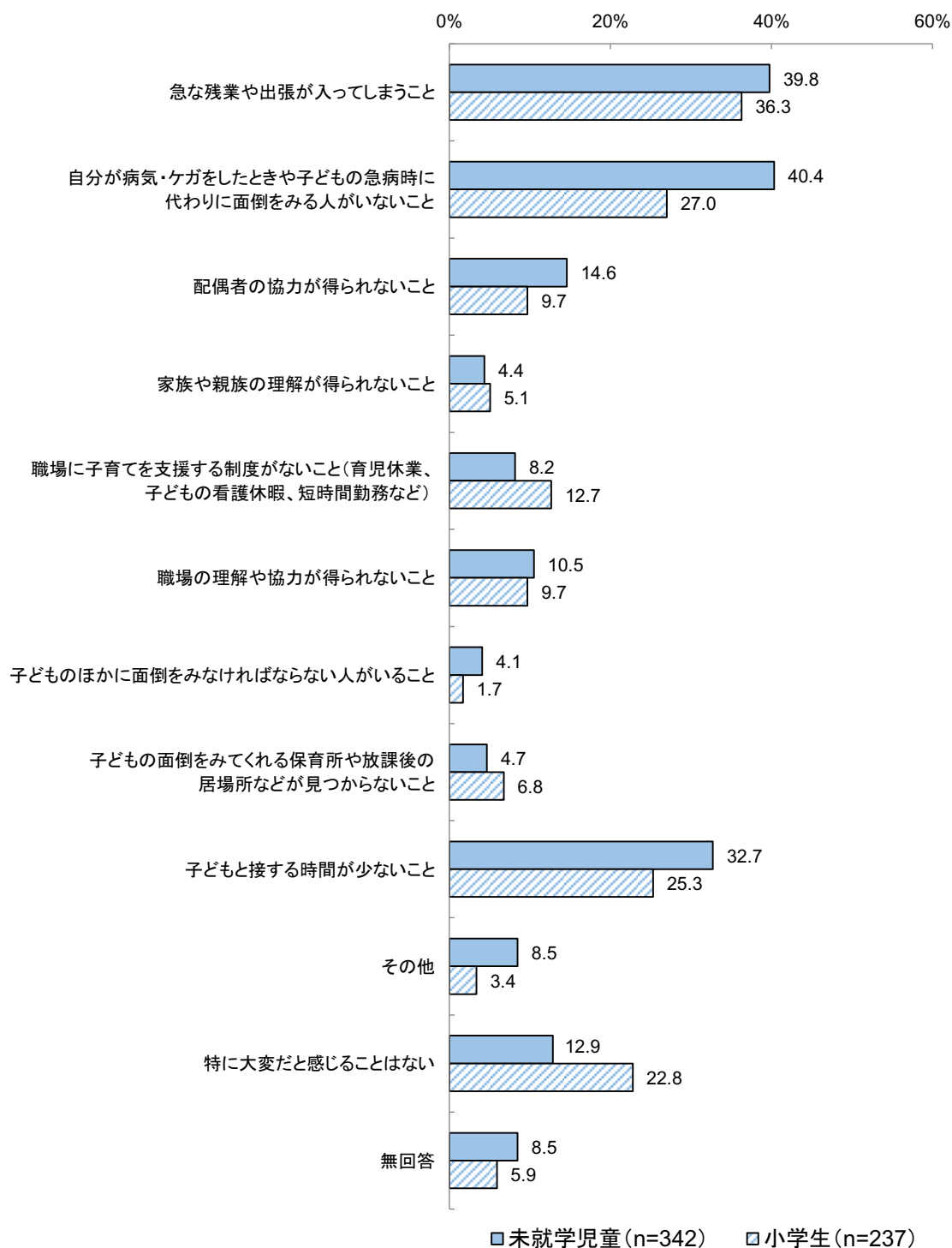
◆育児休業の取得状況・取得していない理由



(8) 仕事と子育ての両立について大変だと思うこと

仕事と子育ての両立について、大変だと思うことでは、未就学児童、小学生ともに、急な残業や出張が入ってしまうこと、自分が病気・ケガをしたときや子どもの急病時に代わりに面倒をみる人がいないこと、子どもと接する時間が少ないこと、などが共通の問題点としてあげられています。

◆仕事と子育ての両立について大変だと思うこと

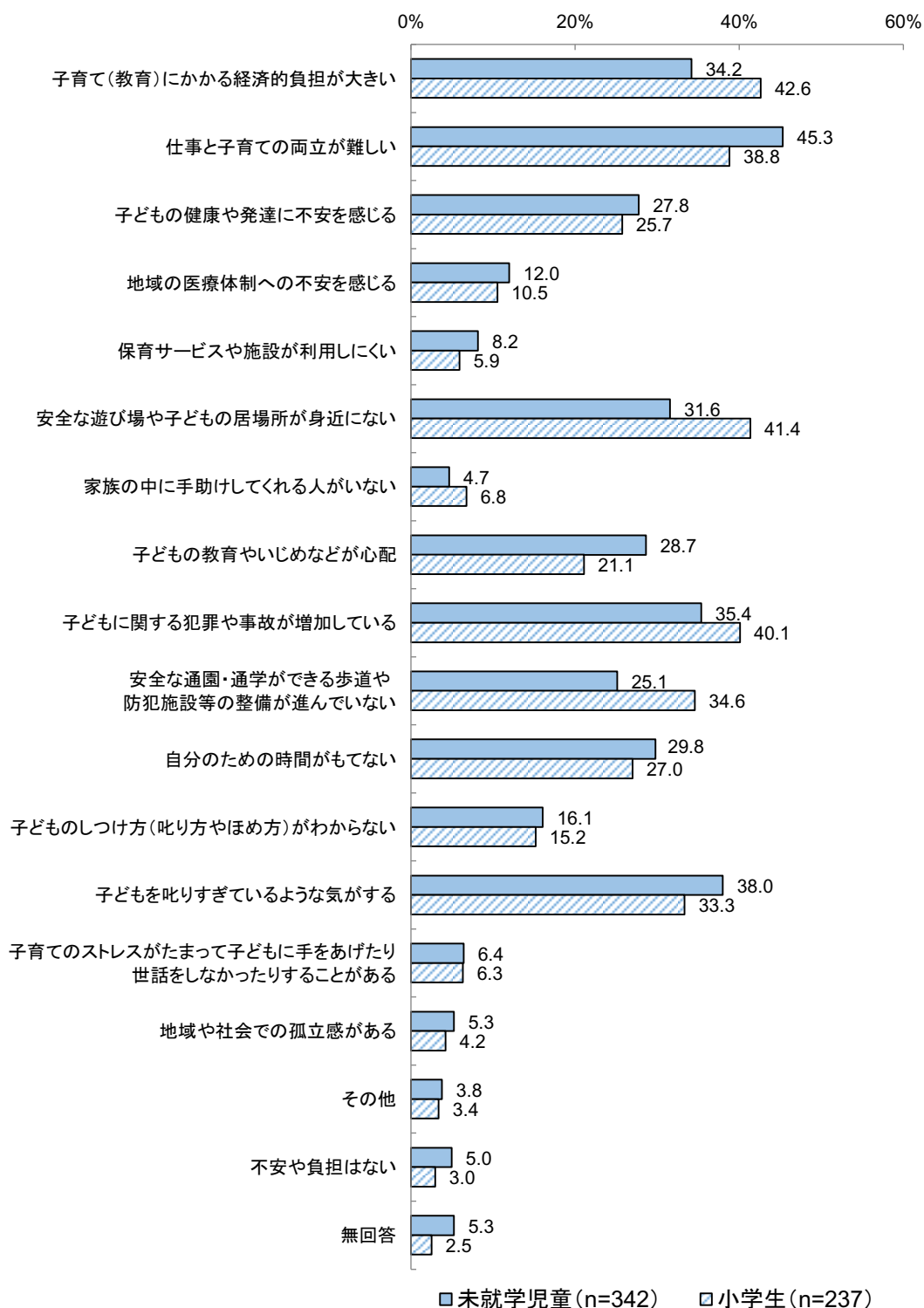


(9) 子育てをするうえで、日常感じている不安や負担

子育てをするうえでの不安や負担については、子育ての経済的負担や仕事と子育ての両立が難しい、子どもに関する犯罪の増加などが未就学児童、小学生の保護者の共通の不安や負担としてあげられています。

また、未就学児童では「子どもを叱りすぎているような気がする」、小学生では「安全な遊び場や子どもの居場所が身近にない」なども上位にあげられています。

◆子育てをするうえで、日常感じている不安や負担

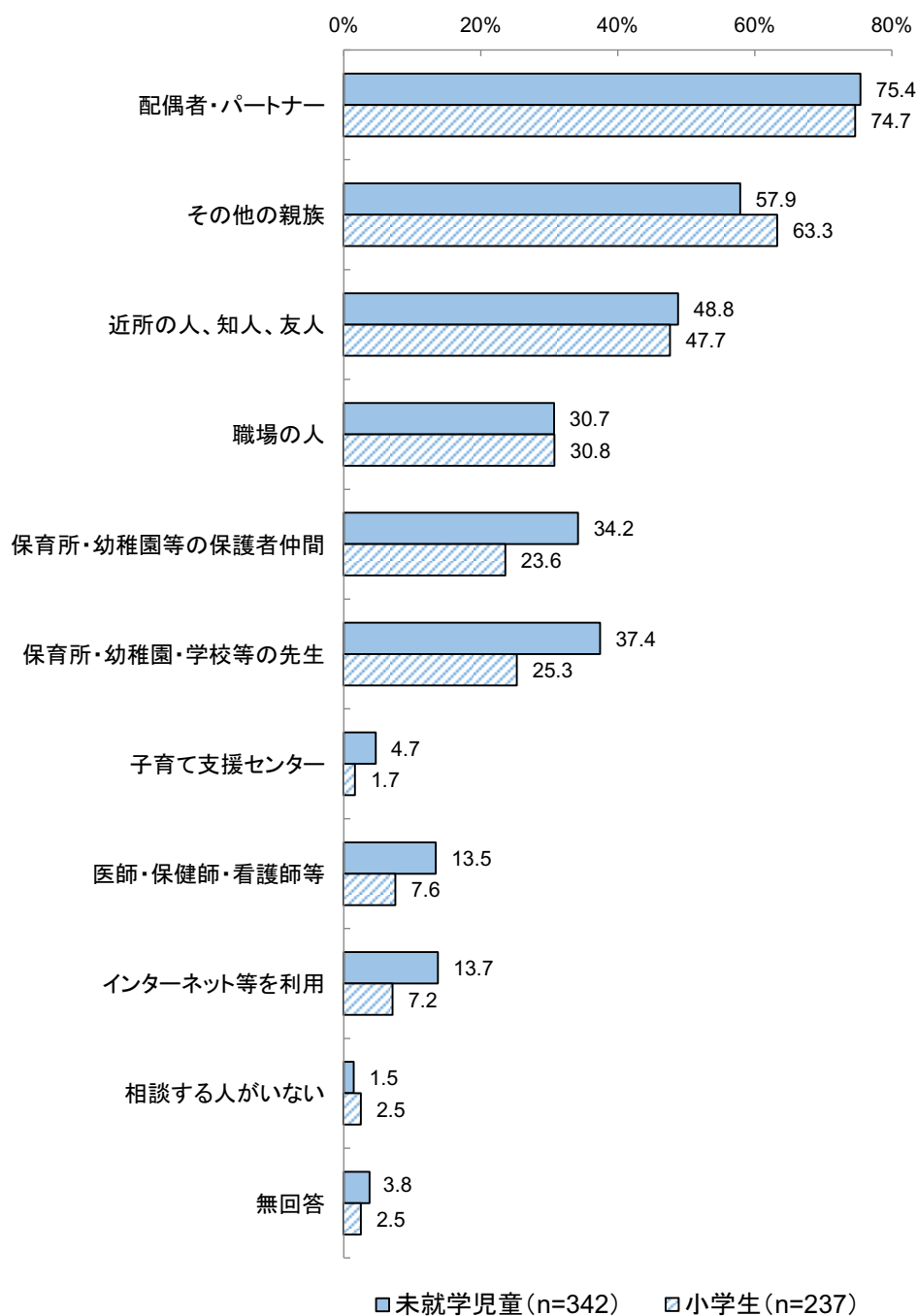


(10) 子育てに関する悩みなどの相談相手

子育てに関する悩みなどの相談相手としては、未就学児童、小学生ともに「配偶者・パートナー」が最も多く、次いで「その他の親族」、「近所の人、知人、友人」となっています。

また、未就学児童では保育所・幼稚園等の保護者仲間や先生など相談相手としてあげる人が3割を超えています。

◆子育てに関する悩みなどの相談相手



5 第1期安芸市子ども・子育て支援事業計画「基本施策と取り組み」の評価

1 子どもと子育て家庭への支援

(1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①相談・指導体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 子育て世代包括支援センター 母子健康手帳交付 妊婦指導 新生児訪問指導 すこやか相談¹の実施 保健師個別訪問 	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年5月に子育て世代包括支援センター★きらり★²を開設したが、周知がまだ十分でない 医療機関等との連携や、妊婦健診結果から支援の必要な妊婦については初期からの丁寧な関わり・支援が必要
②健康診査等の充実	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児健診 個別支援 受診勧奨訪問等の実施 二次健診 	<ul style="list-style-type: none"> 関係機関での見守りや情報の共有など個別ケースに寄り添った支援が必要
③生活習慣病予防対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> 母子健康手帳交付時、乳幼児健診受診時での保健指導・啓発 市内小学校8校を対象に啓発活動を実施 	<ul style="list-style-type: none"> 小学校を対象とした啓発活動については、養護教諭と連携を図り、生活習慣に関する課題等共有して、解決を図ることが必要
④食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> 食育実践カリキュラム³の推進 学校での事業協力 食改⁴への支援と講義等への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 食改推進員の高齢化のため、若い世代の加入促進が必要
⑤小児医療体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> 小児休日医療・夜間救急体制等の継続要望 	<ul style="list-style-type: none"> 産科医療機関とのタイムリーな情報共有・連携が必要
⑥子ども医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> 中学校修了まで全世帯を対象に全額助成（所得制限無し） 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の助成拡大については他市町村の状況により検討

(2) ひとり親家庭の自立支援

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①ひとり親家庭等に対する相談・情報提供体制	<ul style="list-style-type: none"> 児童扶養手当 生活保護 ひとり親家庭医療 高等職業訓練促進給付金⁵ 母子福祉年金 自立支援教育訓練給付金⁶ 母子父子福祉貸付金 母子生活支援施設 	<ul style="list-style-type: none"> 自立支援教育訓練給付金の資格取得について、通信ではなく基本は通学なので、育児の援助がないと困難 母子生活支援施設の充実と無理のない施設職員体制の検討が必要
②ひとり親家庭医療費助成制度	<ul style="list-style-type: none"> ひとり親家庭医療費助成 	<ul style="list-style-type: none"> 親について国保税滞納による保険証の期限切れで使用できない場合がある

¹ すこやか相談／子どもの発達や家族の健康・栄養等子どもに関する相談。

² 子育て世代包括支援センター／主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や、地域の保健医療又は福祉に関する機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたるまでの様々なニーズに対して切れ目ない支援を提供するワンストップ拠点。

³ 食育実践カリキュラム／安芸市で生まれ育つ子どもたちが望ましい食習慣を身につけ、豊かな人間性と健康な体を育むことができるよう、平成25年度に子どもの年齢と発達段階に応じて体系的にまとめたもの。

⁴ 食改／食生活改善推進協議会は、食を通じた健康づくりをすすめるボランティア組織で、地域で様々な食育活動に取り組んでいる。食改推進員（通称：ヘルスメイト）は、その会員のことを指す。

⁵ 高等職業訓練促進給付金／母子家庭の母又は父子家庭の父が就業に結びつきやすい対象資格を取得するため1年以上養成機関で修業する場合に、修業期間中の生活の負担軽減を目的とした給付金。

⁶ 自立支援教育訓練給付金／母子家庭の母又は父子家庭の父を対象に、就業のために技術を身に付けることや積極的な能力開発への取り組みを支援し、自立の促進を目的とした給付金。

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
③ひとり親家庭等の資格や技能取得への支援	・ひとり親家庭自立支援事業費補助金（高等職業訓練促進給付金等）	・補助対象の拡充が図られているが、資格取得を目指す母や父は少ない ・通学しての資格取得は、実家暮らしか子どもの面倒を見る人がいないと、ひとり親にとっては厳しい環境
④就業支援の啓発	・ひとり親家庭向け就職相談等（ひとり親家庭等就業・自立支援センター）の情報を広報へ掲載し、児童扶養手当現況届案内時にチラシ同封	・ひとり親家庭向け就職相談を毎年開催しているが、参加者はほぼ0人 ・求職中の人に案内をするなど、全体への周知に加えて個別の声かけが必要

(3) 障がい児施策の充実

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①安芸市障害者計画・障害福祉計画の推進	・日常生活用具給付 ・福祉医療対象児 ・補装具給付 ・障害児福祉手当 ・育成医療 ・障害児福祉年金	・引き続き個々の障がいの特性に応じたきめ細かな対応が必要
②発達障がいへの支援	・児童発達支援 ・障がい児相談支援 ・放課後等デイサービス ・同行援護 ・短期入所	・市内には障がいのある子どもが通所できるサービス事業所がなく、広域でのサービス提供
③教育・保育施設における障がい児の受け入れ	・全保育所受入	・必要に応じ配置する加配保育士の確保が困難な場合がある
④障がい児の就学支援	・所属機関と保健師等が連携し、所属毎に支援対象児全体を把握することで、確実な引き継ぎをサポート ・就学前引継ぎ支援ミーティングにおいて、引継ぎシート、メインシートを使い就学先へ詳しく引き継ぎ ・組織体制の引き継ぎ内容は、担当者が変わっても現場にも共有できるよう園長会や所属長会などで周知	・高校卒業時等の切れ目ない地域のフォロー体制の構築
⑤社会参加への支援	・障害者生活訓練等事業 ・理解促進研修・啓発事業	・気軽に参加できる日中活動の場の確保 ・保護者の思いに寄り添いながら、障がいへの理解を深め、子育てする力を高めるような支援
⑥在宅生活への支援	・長期休暇支援事業 ⁷ ・日中一時支援事業	・長期休暇支援事業については、事業を支援していただくボランティアが不足している
⑦保健、福祉、教育、医療等の連携	・安芸市版つながるノート ⁸ の普及啓発と配布 ・支援ミーティング ⁹ の開催	・支援ミーティングについては、連絡調整や資料作成等マンパワーが不足

⁷ 長期休暇支援事業／特別支援学校等に在学中の障がい児の長期休暇の活動支援。

⁸ 安芸市版つながるノート／子どもの特徴や特性、関わり方や支援の仕方などを本人や保護者が記入し、いつでも本人の特性に合わせたよりよい対応や支援を、早期から受けるために用いるファイル。高知県「つながるノート」に安芸市版の記録用紙を追加したもので、今までの支援内容や現在受けているサポート内容などを綴じており、関わりのある保育や学校、医療機関などへの情報提供や成長の記録として活用できる。

⁹ 支援ミーティング／特性に応じた適切な支援が必要な子どもとその家族にとって、どのような支援が必要かを検討したり、子どもの特性に合わせたよりよい支援の継続を実施し、子どもが安心・安全に生活するために開催するミーティング。ミーティングへは、子どもやその家族、保育所、幼稚園、学校、保健師、医療機関、など必要に応じて参加者が集まり、開催する。

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①子どもと子育てに配慮した公園の管理	・公園の管理	・適切な維持・安全管理
②子育てに配慮した居住環境の整備	・整備なし	・用地及び財源の確保
③子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進	・障がい者用トイレ内にオムツ交換スペースを設置	
④安全な道路環境の整備	・カーブミラー ・区画線 ・転落防止柵	・交通安全施設の改修には補助事業がなく、財源的に厳しい状況
⑤防災対策の推進	・保育所・小学校での避難訓練 ・起震車派遣（市内全小中学校） ・医療救護活動訓練（避難所開設訓練、医療救護所開設訓練） ・夏季大学講座の開催 ・避難行動要支援者名簿更新 ・福祉避難所開設訓練 ・災害用大規模トイレの新規整備 ・避難所運営マニュアル策定	・要支援者の個別計画作成時、支援者の確保 ・避難所運営マニュアルについては、策定後の継続的な住民主体の訓練の実施

2 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①子育てに関する情報提供の充実	・子育て便り ¹⁰ 年12回発行 ・あきの子育て瓦版 ¹¹ 年1回発行 ・あきの子育て通信 ¹² 年4回発行	・インターネットでの情報発信量が少ない
②相談体制の充実	・地域子育て支援センター ・子育て世代包括支援センター★きらり★母子保健コーディネーターを中心とした、妊娠期から出産期・子育て期に至るまでの切れ目のない支援 ・令和元年度から産後ケア事業 ¹³ を開始 ・すくすく広場 ¹⁴ での助産師相談 ・プレママ・プレパパ教室 ¹⁵ 開催 ・家庭児童相談室	・関係機関との互いに顔の見える関係づくり

¹⁰ 子育て便り／地域子育て支援センターが月1回発行（年間12回）。センターの開設日やイベント等を掲載している。

¹¹ あきの子育て瓦版／子育て応援連絡会が年に1回発行。各団体の紹介、安芸のお散歩マップを掲載している。

¹² あきの子育て通信／子育て応援連絡会が年に3～4回程度発行。子育ての情報や知恵、子育て応援連絡会のイベントや各団体の開催日、活動報告等を掲載している。

¹³ 産後ケア事業／出産後4か月未満のお母さんと赤ちゃんを助産師が訪問。乳房ケアや授乳方法、沐浴の仕方など、お母さんの心身のケアと育児の支援を実施。

¹⁴ すくすく広場／子どもとのんびり、ゆったり遊べ、妊婦も集える広場（毎月1回実施。令和元年度から1回/2か月実施）。体重・身長計測や栄養士・保健師・保育士による子育てに関する相談も受け付けている。

¹⁵ プレママ・プレパパ教室／妊婦及びその配偶者などが、安心して出産・子育てにむかう準備のための教室。

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
③すべての子育て家庭への保育サービスの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業 ・ファミリー・サポート・センター事業 ・一時保育事業 ・ショートステイ 	<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育については、流行などで利用希望者が多い時は、お断りしなければならない事がある ・ファミリー・サポート・センター事業については、広報掲載やチラシの配付等で周知活動は継続しているが、利用は低迷しており新規の会員登録も少ない ・一時保育については、年度末が近づくにつれ利用希望者が増えるため、利用希望者が多い時は、お断りしなければならない事がある ・ショートステイの受入施設が市内にないことや職員体制により、いつでも受入できる環境にない
④民間保育サービスの育成	<ul style="list-style-type: none"> ・夏・冬2回実施 	

(2) 子育て支援ネットワークの充実

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①子育て支援ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・子育て応援連絡会¹⁶を年12回開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の活動が固定化しており、活性化の検討が必要
②地域子育て支援拠点事業の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・1か所（安芸おひさま保育所内） 	<ul style="list-style-type: none"> ・体験入園や相談支援内容の充実が必要
③子育て関連団体への支援	<ul style="list-style-type: none"> ・子育てサークルの支援 	<ul style="list-style-type: none"> ・各団体の活動が固定化しており、活性化の検討が必要

(3) 児童虐待の防止

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①情報の周知	<ul style="list-style-type: none"> ・11月広報に虐待防止啓発記事掲載 	<ul style="list-style-type: none"> ・啓発方法が固定化しており、ホームページでの啓発による啓発機会の拡大や効果的な啓発方法の検討
②相談体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・県の研修会参加 ・要保護児童対策協議会の調整担当職員研修参加 ・専門職2名で体制強化 ・児童福祉司任用講習受講 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修は日々の現場対応やケース会との兼ね合いにより、出席が難しい場合がある
③要保護児童への支援体制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・要保護児童対策協議会の開催 ・関係機関の研修への参加 	<ul style="list-style-type: none"> ・研修については要対協担当だけでなく保健師等の参加が必要
④関係機関の連携	<ul style="list-style-type: none"> ・適宜ケース検討会を開催し、関係機関と情報連携・共有し家庭を支援 ・DV相談の開催 	<ul style="list-style-type: none"> ・専門性の強化

¹⁶ 子育て応援連絡会／地域のボランティアや子育てサークル、行政等、子育て家庭を支援・応援する団体。月1回会議を開催しており、子育て講演会や世代間交流、勉強会等を計画・実施している。

(4) 子どもの安心・安全の確保

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①交通安全教育の推進	・全校にて実施 ・保育所は隔年実施	
②安全な道路環境の整備	・カーブミラー ・区画線 ・転落防止柵	・交通安全施設の改修には補助事業がなく、財源的に厳しい状況
③防犯意識の普及啓発	・保育所、小中学校での防犯教室	
④子どもの犯罪被害に関する地域の防犯体制の整備	・小中学校、保育所での防犯教室	・補導件数が平成25年度から0件のため、実施回数を検討中
⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進	・警察と合同で有害図書等を回収	・回収量はあり一定の成果があるが減少傾向
⑥子ども110番	・保育所、小学校での体験学習	

3 仕事と子育ての両立支援

(1) 保育サービスの充実

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①教育・保育の提供体制の充実	・幼稚園 ・地域型保育 ・保育所 ・広域入所 認定こども園	・幼児教育・保育の無償化による保育ニーズの変化への対応 ・全体の保育量は確保できているが一部保育所ニーズについては、入所希望にこたえられない場合がある
②多様な保育サービスの提供	・病児保育事業1か所（尾木医院） ・一時保育事業1か所（安芸おひさま保育所内） ・延長保育事業（18:30～19:30）1か所（矢ノ丸保育園） ・学童保育所4か所（安芸、土居、川北、井ノ口）	
③乳児保育の実施	・3か所実施（安芸おひさま保育所、矢ノ丸保育園、たんぼぼ乳児保育所）	・0歳児については途中入所の希望が多く、保育士不足による待機児童が出ている
④家庭支援の推進	・4か所実施（安芸おひさま保育所、井ノ口保育所、土居保育所、川北保育所） ・家庭児童相談室	
⑤質の高い教育・保育や子育て支援等の推進	（保育所） ・新規採用保育者研修、保育技術専門講座Ⅱ、保育者基礎研修Ⅲ期、家庭支援推進保育講座Ⅰほか （幼稚園） ・幼児教育研究協議会Ⅰ・Ⅱ、教頭・主任研修会、主任保育士・幼稚園教頭等研修ステージⅡ、家庭支援推進保育講座	・研修への参加体制の確立

(2) ワーク・ライフ・バランスの促進

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 男女共同参画センターソレの情報誌等による啓発講座の案内 職員研修 	
②働き方の見直しについての意識啓発	<ul style="list-style-type: none"> 県監修のワーク・ライフ・バランスに関する冊子「パパかっこいい！大好き！」を出生届の際に配付 子育て広場内で高知県男女共同参画課ブースを設置 職員研修 	<ul style="list-style-type: none"> 職員研修の講師招聘にかかる費用
③各種制度の普及啓発	<ul style="list-style-type: none"> 市役所については市総務課から職員に啓発 	<ul style="list-style-type: none"> 各種制度を利用した際の職場のフォロー体制
④一般事業主行動計画に関する情報提供	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年度は市内4事業所で策定済 市役所については、特定事業主行動計画を市総務課で計画策定済み 	<ul style="list-style-type: none"> 労働局主体の働きかけで、市が啓発には関わっていない
⑤家庭における男女共同参画意識の啓発	<ul style="list-style-type: none"> 人権擁護委員による人権教室・啓発講座の開催 第2次あき男女共同参画プラン中間検証のための市民アンケート調査の実施 DV相談の開催 	
⑥産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	<ul style="list-style-type: none"> 【平成30年度】途中入所 0歳児 15名 1歳児 5名 	<ul style="list-style-type: none"> 0歳児については途中入所の希望が多く、保育士不足による待機児童が出ている

4 子どもの教育環境の整備

(1) 保幼小中の連携の推進

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①幼児期の教育と小学校教育、小学校と中学校の円滑な接続を図るための連携	<ul style="list-style-type: none"> アプローチカリキュラム¹⁷による保育活動の実施 市内小学校でのスタートカリキュラム¹⁸による学習指導の実施 「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の共有理解 支援引き継ぎシートを用いて切れ目ない支援の取り組みのために全市保幼小中高においての聞き取り調査の実施 保幼へ小学校教員による訪問実施、安芸市教育の日に保幼の保育士が小学校等への授業参観 	<ul style="list-style-type: none"> 保幼から小、小から中、中から高などの接続期連携については、意識づけができていない 小中学校での進級時の引き継ぎも強化し、担任が替わっても安心して過ごせる学級集団づくりが必要
②保育所と幼稚園の連携	<ul style="list-style-type: none"> 保幼小中高の所属長と参加希望者による教育講演会の実施 所属長による合同研修会の実施 市内全保育所（園）、幼稚園のアプローチカリキュラムを見直した上で実施 「幼児期の終わりまでに育って欲しい10の姿」の共有理解 	

¹⁷ アプローチカリキュラム／就学予定児（5歳児）を対象に、就学直前までの期間（10月から3月の期間が多い）に、小学校の始まりを意識しながら、幼児期の主体的な遊びをとらして、小学校という新しい環境に不安なく移行（円滑な接続）できることを期待して行われる教育活動。

¹⁸ スタートカリキュラム／新入児童の小学校入学直後約一ヶ月間程度において、子どもが幼児期に体験してきた『遊び的要素』と、これからの小学校生活の中心をなす教科学習の要素の両方を組み合わせ学習プログラムのこと。

(2) 次世代の親の育成

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①学習機会の充実	・中学生の職場体験学習	
②思春期における男女共同参画意識の啓発	・人権擁護委員による学校での人権教室の開催	

(3) 学校教育の充実

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①確かな学力の育成	・各学力調査の分析による授業改善 ・問題解決学習において主体的・対話的で深い学びに向けた授業づくりの実践	・各学力調査をもとに、それぞれの学年の強みや弱みを的確に捉え、対策を講じる ・日々の授業で学力が定着するような授業改善
②豊かな人間性と健やかな体の育成	・人権推進委員会や安芸市道徳教育推進地区協議会 ¹⁹ における研究 ・児童生徒理解のためのアンケートの実施	
③心の教育の充実	・県・市のスクールカウンセラー ²⁰ 、スクールソーシャルワーカー ²¹ 、スクールアドバイザー ²² 配置 ・Q-U調査 ²³ 年間2回実施	・児童生徒や保護者との信頼関係の構築 ・個々の児童生徒が発信する小さなサインを見逃さず、早め早めの対応を心掛ける ・Q-Uの実施により、一人ひとりの実態や変化を把握し、個別ニーズに応じた必要な支援や相談活動につなげる
④教職員の資質向上の推進	・問題解決型「学びのスタンダード」（安芸市版）の周知 ・安芸市教育研究会の教科と領域に分かれた研究 ・算数・数学アドバイザー ²⁴ 派遣事業（年2回）の実施 ・重点校3校で公開授業研究会	・新学習指導要領で求められている資質・能力の育成に向けた授業を行うための教職員の授業力向上
⑤教育施設の安全性の確保	・耐震工事完了済み	・移転統合の推進

(4) 児童の健全育成

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①学童保育の充実	・4か所で実施	・支援員の確保 ・障がいのある子ども、または配慮の必要な児童の受け入れ
②放課後子ども教室の推進	・9か所で実施	・指導員の確保

¹⁹ 安芸市道徳教育推進地区協議会／安芸市の道徳教育を推進していくための組織。メンバーは各校長。年5回開催。

²⁰ スクールカウンセラー／心理学や心理援助の専門知識を有し、学校内の様々な問題行動に対する心理相談業務に従事する心理職専門家。

²¹ スクールソーシャルワーカー／社会福祉等の専門的な知識を用いて児童の環境に働きかける支援を行う専門家。

²² スクールアドバイザー／スクールカウンセラーと同じく、教育機関において心理相談業務に従事する心理職専門家。

²³ Q-U調査／「Q-U」（QUESTIONNAIRE－UTILITIES）とは、『楽しい学校生活を送るためのアンケート』のこと。児童生徒一人一人についての理解と対応方法、学級集団の状態と今後の学級経営の方針を把握することができる。

²⁴ 算数・数学アドバイザー／児童生徒が算数・数学の確かな学力を身につけるための授業づくりや授業改善をするための講師。

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
③学童保育と放課後子ども教室の一体的な実施	【平成30年度】 ・3回実施	・両教室の時間調整
④児童センター事業の推進	・1か所で実施	・事業内容の充実
⑤家庭児童相談室	・1か所で実施	・事業内容の充実

(5) 思春期保健対策の充実

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①思春期保健に関する普及啓発	【平成30年度】 ・小学校8校、中学校2校で実施	
②思春期相談の充実	・教育支援センター ²⁵ 運営委員会 ・教育相談活動 ・毎月の学校訪問 ・野生塾 ²⁶ の実施 ・在籍校訪問	・児童生徒や保護者との信頼関係の構築

(6) 家庭や地域の教育力の向上

主な具体的施策・事業	取組内容	施策推進上の課題
①学校・幼稚園・保育所における子育て家庭への支援	・学校：家庭学習の手引きの作成 ・幼稚園：家庭で出来るモンテッソーリ教育 ²⁷ の情報提供 ・幼稚園・保育園：生活習慣の大切さについて3歳児保護者向け啓発 ・保育所：すくすくリズムカレンダーを利用した生活習慣の改善、食育情報の提供	
②親子がふれあう機会の充実	・子育て応援連絡会 ・子育て世帯向け講座開催	
③「ハッピースマイル運動 ²⁸ 」の推進	・毎月20日実施（8月を除く） ・保幼小中高等学校で実施	
④子どもが地域で学ぶ機会の充実	・山の学習支援事業 ²⁹	

²⁵ 教育支援センター／不登校児童生徒への支援を行う。教育支援センターでのふれあい教室（不登校児童生徒が登校する場）を週5日実施している。

²⁶ 野生塾／異年齢の児童生徒・大人（講師・保護者）・地域の人々が自然体験活動をとおして交流活動を行う。

²⁷ モンテッソーリ教育／医師であり教育家であったマリア・モンテッソーリ博士が考案した教育法。人間形成の一番大切な時期である幼児期に自主性・協調性・社会性が育まなければならないという前提で、子どもが独自の創造性と喜びに満ちた活動を展開できるように援助を行う教育法。

²⁸ ハッピースマイル運動／学校・家庭・地域が一緒になって子どもたちを見守り、育ていける『まちづくり』を目指して、毎月20日に行う“声かけ、あいさつ運動”のこと。

²⁹ 山の学習支援事業／豊かな森林環境を子どもたちが体験し、学習の中で生きる力やふるさとを愛し、大切にすることを育み、豊かな自然を守っていける大人になることを目的として、総合的な学習時間等において森林環境学習を実践する事業。

6 現状と課題

(1) ニーズに対する供給のあり方

本市においては、アンケート調査等から算出した教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業のニーズ量は現在の供給体制で概ね充足できる状況にあります。しかし、特に0歳児については年度当初は充足しているものの、途中入所の希望が多く、保育士不足による待機児童が出ています。

本市では、新卒者を含む保育士の新規採用や臨時職員の確保に取り組んでいますが、必要に応じて配置する加配保育士や途中入所に対応する保育士の確保が課題となっています。

また、子どもの数が減少することが見込まれる中、保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加等により、子育て家庭のニーズは多様化しています。今後も子育て家庭の様々な状況に柔軟に対応し、子育て家庭が利用しやすい子育て支援のあり方を検討していく必要があります。

(2) 子どもが安全に過ごせる環境整備

アンケート調査では、放課後児童クラブ（学童保育所）の利用希望率は4割程度で、うち6割程度が週5日を希望しています。学童保育所設置小学校区は令和元年度に井ノ口学童保育所を開設し4か所となっていますが、残りの4小学校区は未設置となっています。

留守家庭児童の増加や子どもたちが被害者となる犯罪などが起きている社会の現状を考えると、学童保育の質・量の充実など地域の居場所として、子どもたちが安全に過ごすことができる環境整備が求められています。そのため、「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、余裕教室や放課後等における学校施設の一時的な使用や、放課後児童クラブと放課後子ども教室の連携を図るなど、引き続き提供体制の拡充を図る必要があります。

(3) 相談体制の充実

乳幼児期は、基本的な生活習慣を整え、人格形成の基礎が培われる大切な時期にあり、保護者や家庭のかかわり方が重要となります。睡眠、食事、運動等生活リズムを整え、子どもとの情緒的交流が望まれますが、一方で、育児不安を持つ母親が多くなっています。

アンケート調査では、保護者が子育てに不安や負担を感じる理由は、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」「子どもを叱りすぎているような気がする」「仕事と子育ての両立が難しい」「子どもに関する犯罪や事故が増加している」「安全な遊び場や子どもの居場所が身近にない」「子どもの教育やいじめなどが心配」など、保護者の悩みは様々です。

妊娠期から子育て期の切れ目のない相談や支援を行い、タイムリーに福祉サービスや専門相談機関につなげ、親の育児不安・負担の軽減を図り、安心して産み育てることができる取り組みが必要です。今後は、子育て支援に関する情報発信をするとともに、妊娠から出産、乳幼児期と連続した公的支援に加え、子育て家庭間の交流や、悩みを気軽に相談できる機会や場所の提供など、切れ目のない支援の充実を図り、個々の状況に寄り添いながら支援していくことが重要です。

(4) 仕事と子育ての両立の推進

国では、持続可能で安心できる社会を作るために、「就労」と「結婚・出産・子育て」、あるいは「就労」と「介護」の「二者択一構造」の解消をすすめ、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」を実現することを目指しています。平成29年10月には、「育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律」（以下「育児・介護休業法」）が改正され、職場における仕事と家庭の両立のための制度とその制度を利用しやすい環境づくりに取り組んでいます。しかし、男性の子育てや家事に費やす時間が先進国中最低の水準である我が国において、その解消に向けては、企業や社会全体の理解に向けて一層の推進が必要となっています。

アンケート調査では、母親の育児休業を取得した割合は51.8%と前回調査から増加していますが、父親の取得した割合はわずか2.3%と前回調査より増加したものの、いまだ低い水準となっています。また、父親が取得していない理由として「仕事が忙しかった」「収入減となり、経済的に苦しくなる」「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」などが多くなっています。

働きながら安心して子どもを生き育てることができるように、企業を含めた仕事と子育ての両立支援の環境を確立するため、「ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）」の考え方をさらに浸透させていくことが重要です。また、働き方改革を進めることで、子育ての負担が女性に偏っている現状を変え、男性が進んで育児に参加できる環境をつくる必要があります。



第3章 計画の基本的方向

1 基本理念

「児童の権利に関する条約」にうたわれているように、すべての子どもはその生命と人権が尊重されなければなりません。子どもは、家族の一員としてかけがえのない存在であり、これからの社会を担う力として大切な存在です。子ども一人ひとりが心身ともに健やかに育つことは親や家族をはじめ、すべての市民に共通する願いでもあります。

子育て家庭や子どもの育ちをめぐる環境は、共働き家庭の増加や兄弟姉妹の数の減少、地域とのつながりの希薄化など変化してきています。地域や社会が保護者に寄り添い、親が親として成長し、喜びや生きがいを感じながら子育てができるよう、子育ての負担や不安を和らげるような支援が必要です。

本市では、次の4つの基本理念を掲げ、子どもが健やかに育つ家庭環境と、子育て支援の様々な取り組みを通じて、家庭における子育てを基本としながら、地域のふれあいの中で、子どもがのびのびと育つまちの実現に向け、各種施策に取り組んできました。

本計画においても、前計画からの基本理念を継承し、家庭における子育てを中心として、社会全体での子育て環境をより一層充実していくことを目指します。

また、子ども・子育て支援法に基づく基本指針に即して、父母その他の保護者が子育ての第一義的責任を有するということを基本的認識とし、家庭その他の場において、子育ての意義について理解が深められ、かつ、子育てに伴う喜びが実感されるとともに、次代を担う子どもたちの最善の利益を保障しながら、子どもたちが地域みんなに支えられ、心身ともに健やかに成長できることを目指すものとします。

理念1

子どもたちの幸せを第一に考え、子育て家庭が夢や自信を持てる環境づくりを推進します。

理念2

安心して子どもを生き育てやすい地域環境づくりを目指します。

理念3

子育てサービスの向上、情報公開の推進を図ります。

理念4

「子どもの視点・意見」を大切に、郷土・家族・人を愛せる子どもが育つような環境づくりに努めます。

2 基本目標

基本理念に基づき、本市の子ども・子育て支援の充実を図るために、次の4項目を基本目標として掲げます。

基本目標1 子どもと子育て家庭への支援

子どもの健やかな心身の育ちは、妊娠・出産・育児の各ステージにおけるきめ細かな支援によって達成されます。母子を取り巻く環境が大きく変化し、出産や育児への不安感や負担感を感じる中、安心して子どもを生み育てることへの支援が必要とされています。

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が孤立することのないよう、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、乳幼児期から思春期までの子どもの健やかな発育、発達を支援します。

また、ひとり親家庭や合理的配慮を必要とする障がいのある子どもなど、専門的な知識や技術を要する支援が必要な子どもとその家庭へのきめ細かな取り組みを推進するとともに、子どもを安心して生み育てるために、住環境、交通環境、建築物等の整備など、生活環境の整備に努めます。

基本目標2 地域における子育ての支援

すべての子育て家庭への支援を行う観点から、地域におけるさまざまな子育て支援サービスの充実を図るとともに、その適切な周知により、本当に必要とする家庭が利用しやすい環境づくりを行います。

また、子育て家庭の孤立化が生じないよう、気軽に相談できる場の確保や、身近な地域における交流の場の充実等、子育て家庭を地域全体で支えていくことができる体制づくりを行います。

さらに、地域の関係機関の体制強化を図り、児童虐待の発生予防や早期発見、その後の保護・支援対策など、子どもの安心・安全の確保に努めます。

基本目標3 仕事と子育ての両立支援

すべての子育て家庭において、仕事と家庭生活のバランスの取れた多様な働き方を選択できるよう、仕事と子育ての両立を支援するための各種子育て支援サービスの充実努めるとともに、国・県や市内事業所等と連携しながら、地域の実情に応じた取り組みを行っていきます。

また、ワーク・ライフ・バランスや働き方改革の考え方の普及啓発を図るとともに、働く人々の権利である育児休業制度等の関連制度等の情報提供により意識啓発に取り組みます。

基本目標4 子どもの教育環境の整備

次代の親となる子どもが、社会で主体的に力強く対応できる、個性豊かで、健やかな体、豊かな心、その子の最大の力が発揮できる確かな学力を持った人に育てることができるよう、学校の教育環境等の整備のみならず、家庭での教育、地域における多様な体験活動を通じて、家庭・地域・保育所・幼稚園・学校における教育力の向上を図ります。



3 施策の体系

基本目標	基本施策
1 子どもと子育て家庭への支援	(1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援 (子育て世代包括支援センター、妊婦健診、乳児家庭全戸訪問事業、乳幼児健診、児童手当など) (2) ひとり親家庭の自立支援 (3) 障がい児施策の充実 (4) 子育てを支援する生活環境の整備
2 地域における子育ての支援	(1) 地域における子育て支援サービスの充実 (2) 子育て支援ネットワークの充実 (3) 児童虐待の防止 (4) 子どもの安心・安全の確保
3 仕事と子育ての両立支援	(1) 保育サービスの充実 (2) ワーク・ライフ・バランスの促進
4 子どもの教育環境の整備	(1) 保幼小中高の連携の推進 (2) 次世代の親の育成 (3) 学校教育の充実 (4) 子どもの居場所づくりの推進 (5) 思春期保健対策の充実 (6) 家庭や地域の教育力の向上



第4章 施策の展開

1 子どもと子育て家庭への支援

(1) 妊娠・出産・育児の切れ目ない支援

子育てに不安や悩みを抱えた保護者や子育て家庭が、孤立することがないように、家庭環境等の変化により多様化する相談に応え、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援体制を確保するとともに、子どもが病気やけがの際に安心できる、小児医療体制の維持と充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①子育て世代包括支援センター ★きらり★	平成 29 年 5 月に開設した子育て世代包括支援センターにおいて、保健師等の専門スタッフが妊娠・出産・育児に関する様々な相談に対応し、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療福祉の関係機関との連絡調整を行うなど、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を一体的に提供します。 また、子育て世代包括支援センターの認知度が低い ため、妊娠期から気軽に相談できる体制について周知・啓発を図ります。
②利用者支援事業	「母子保健型」として、子育て世代包括支援センターにおいて、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。
③健康診査等の充実	妊婦の健康の保持・増進を図るため、母子健康手帳交付時に妊婦一般健康診査受診票・妊婦歯科健康診査受診票を交付し受診勧奨を行います。産婦健康診査の開始により、医療機関と連携し、産後の健康管理の充実を図ります。 また、乳幼児期の心身の発達の遅れなどを早期に発見し、適切な対応を行うため、健康診査の充実を図るとともに、経過観察の必要な乳幼児については個別支援の充実を図ります。受診が難しいケースほど関わりが必要な場合があるため、関係機関での見守りや情報の共有など個別ケースに寄り添った支援を行います。

施策・事業名	内容
④生活習慣病予防対策の推進	<p>乳幼児期から生活リズムを確立する大切さと生活習慣病予防に関する知識の普及啓発を図ります。</p> <p>また、養護教諭と連携を図り、生活習慣に関する課題等を共有し、生活習慣病予防の取り組みを進めます。</p>
⑤食育の推進	<p>食育実践カリキュラムを活用し、子どもたちが「食」を通じて健やかな身体と、豊かな人間性を育むことができるよう学習機会を充実するとともに、地域の関係団体と連携した取り組みを推進します。</p> <p>また、食生活改善推進員の高齢化のため、事業時の参加者招集が年々難しくなっているため、養成講座実施で若い世代の加入を促進します。</p>
⑥小児医療体制の充実	<p>高知県東部では出産できる医療機関は県立あき総合病院のみであり、小児科、産科機能の維持と充実が望まれています。このため、小児休日医療・夜間救急体制の継続と、より一層の充実を図られるように要望していきます。</p> <p>また、県立あき総合病院産婦人科と定期的な連絡会を開催することで連携の強化を図っていきます。</p>
⑦子ども医療費助成制度	<p>中学生までの医療費を無料化する助成制度を今後も継続して実施していきます。</p>

(2) ひとり親家庭の自立支援

ひとり親家庭の自立を支援し生活の安定と向上を図り、子どもの健全な成長を保障するため、母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及び高知県ひとり親家庭等自立促進計画等の定めるところにより、子育て・生活支援、就業支援、経済的支援など、総合的な自立支援を行います。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①ひとり親家庭等に対する相談・情報提供体制	<p>本市福祉事務所の担当職員によりひとり親家庭等の相談に対応するほか、広報紙や市ホームページ等で関連事業の情報を提供します。</p> <p>相談内容は生活一般や子育てに関することが多く、複雑多様化する傾向にあることから、関係各課間や関係機関等との連携と情報共有を強化しながら、適切な相談・情報提供の実施を図ります。</p>

施策・事業名	内容
②ひとり親家庭医療費助成制度	所得税非課税のひとり親家庭の親子の医療費を無料化する助成制度です。今後もひとりで子育てをしている保護者の負担を少しでも軽くするために継続して実施します。
③ひとり親家庭等の資格や技能取得への支援	ひとり親家庭等の安定した収入を確保するために、資格や技能の取得に向けて、母子・父子家庭自立支援給付金事業による資金面での支援を行っていきます。
④就業支援の啓発	ハローワーク、ひとり親家庭等就業・自立支援センター等との連携や広報紙等で周知に努めます。
⑤奨学給付金の支給	高等学校等入学年度において、対象となる世帯に教育費を助成し、ひとり親世帯の経済的負担を軽減し、将来的な自立を支援します。

(3) 障がい児施策の充実

障がいのある子どもなど特別に個別の支援が必要な子どもへの施策については、「安芸市障害者計画・障害福祉計画・障害児福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。障がいのある子ども及びその家族に対し、可能な限り身近な地域での支援ができるように、障がい児通所支援などのサービスの提供を行うとともに、障がいの早期発見・早期療育を行い、障がいの程度や症状をできる限り軽減するため、療育支援体制の整備を図ります。

また、特定教育・保育施設、学童保育所での障がいのある子ども等特性に応じた適切な支援が必要な子どもの受入れを推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①障がいの早期発見	<p>発達の遅れや心身に障がいのある就学前児童について、地域での療育機能の充実や、県の福祉保健所や療育福祉センター等の専門機関との連携を図り、早期療育体制の整備を推進します。</p> <p>また、乳幼児健診の場において、発達障がい等が疑われる子どもの早期発見に努め、保護者の相談できる体制を整えていきます。</p>

施策・事業名	内容
②在宅福祉サービスの充実	<p>発達障がいのある子どもに対する支援として、就学前児童を対象とした「児童発達支援」、学齢児を対象とした「放課後等デイサービス」の利用を推進します。</p> <p>また、長期休暇支援事業や日中一時支援事業などを継続して実施し、引き続き在宅生活の支援を実施していきます。</p>
③相談支援の充実	<p>指定障害児相談支援事業所をはじめとする関係機関と情報共有・意思確認を通じ、障がいのある子どもへの相談支援体制を強化します。</p> <p>障がい福祉サービスの利用の有無に関わらず、身近な場所で障がいのある子どもや家族を支援するため、一般相談支援事業所を設置し、相談支援の充実を図ります。</p>
④教育・保育施設における障がいのある子どもの受け入れ	<p>すべての認可保育所で保育士による保育が可能な障がいのある子どもの受け入れを行っており、今後も、幼稚園、保育所における、障がいのある子ども等特性に応じた適切な支援が必要な子どもの受け入れを推進します。</p>
⑤障がい児の就学支援	<p>障がいのある子ども及び特性に応じた適切な支援が必要な幼児の就学に関して、関係機関が連携して就学前支援ミーティング等を開催し、切れ目なく早期に確実に支援が引き継がれるよう取り組みます。</p> <p>保護者が子どもの障がいを理解し、受け入れていく過程に即したきめ細やかな支援ができるよう、所属機関や地域でのフォロー体制の充実と、関係機関等の連携強化を図ります。</p>
⑥社会参加への支援	<p>障がい者生活訓練等事業（ニコスマイル）³⁰等により障がいのある子どもの余暇活動の場を引き続き確保していきます。</p> <p>障がいのある子どもが地域で認められ、また、地域とのつながりを持ち、安心安全な生活ができるよう障がいに対する理解啓発を推進するほか、当事者間・家族間の支援を行い、ピアサポート³¹の充実を図っていきます。</p>

³⁰ 障害者生活訓練等事業（ニコスマイル）／余暇の時間の充実を図り、自主性を高め、生活の幅を広げられることを目的とした障害児・者を対象にした集まり。趣味活動や生活訓練（調理・掃除・買い物など）をプログラム化している。

³¹ ピアサポート／障がいのある人などで、自らの体験に基づき、同じ目線で、同じような課題に直面する仲間（ピア）である障がいのある人などを支援し、ともに問題解決を図ること。

施策・事業名	内容
⑦保健、福祉、教育、医療等の連携	<p>乳幼児期から成人期に至るまで必要な支援を切れ目なく一貫して受けることができるよう、自身の特性や関わり方、支援の仕方などを記録した「安芸市版つながるノート」や「サポートブック」を引き続き配付します。</p> <p>また、切れ目のない一貫した支援の充実を図り、就労に至るまで支援を行えるよう支援ミーティングの継続実施を行います。</p>
⑧医療的ケア児への支援	<p>医療的ケア児が適切な支援を受けられるよう、自立支援協議会相談支援専門部会において、関係機関が連携を図るための協議を行います。</p>

(4) 子育てを支援する生活環境の整備

子どもと子育て家庭が安心して、快適に生活できる環境整備が求められています。

子どもが快適な環境の中で生まれ育ち、のびのびと安全に活動できるよう、地域の生活環境等の整備に努めます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①子どもと子育てに配慮した公園の管理	<p>子どもを含めた市民の健康増進と、ゆとりと潤いのある住環境の形成に資するため、公園の老朽遊具の順次改修・更新を行っていきます。</p>
②子どもと子育てに配慮したまちづくりの推進	<p>公共施設の建築時には、引き続き授乳室やおむつ替えスペースの設置を促進していきます。</p> <p>より良質な住宅を供給するため、市営住宅の老朽化に対する改修等を図ります。</p>
③安全な道路環境の整備	<p>交通安全施設の維持補修及び整備が必要な箇所について、カーブミラーやガードレールの設置など計画的な施設整備を推進します。</p>

2 地域における子育ての支援

(1) 地域における子育て支援サービスの充実

共働きをしている家庭、共働きをしていない家庭、ひとり親家庭、障がいのある子どものいる家庭など、すべての家庭の子育てを支えること、あらゆる状況にあるすべての子どもの成長を支援することが必要です。また、家庭の養育機能の低下や子育て家庭の孤立化などが問題となっていることから、地域全体が子育て中の保護者の気持ちを受け止め、支えることが大切です。

地域における子育てに関する様々な支援の充実を図るとともに、相談・情報提供体制の充実を図り、すべての子育て家庭が身近に感じることができるよう、地域一丸となった子育て支援体制づくりを進めます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①子育てに関する情報提供の充実	子育てに関する情報がすべての子育て家庭に確実に伝わるよう、「子育て便り」「あきの子育てかわら版」「あきの子育て通信」をはじめ様々な方法・媒体で情報を提供します。また、インターネットでの情報発信をより充実させていきます。
②相談体制の充実	個々のケースに適切に対応できるよう地域子育て支援センターや子育て世代包括支援センター、家庭児童相談室、乳幼児相談など、各種相談機能の充実とともに、関係機関の連携を図ります。また、相談機関の周知や利用しやすい相談体制の整備に努めます。
③子育て短期支援事業	保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等で短期間預かり、養育します。
④ファミリー・サポート・センター事業	地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、センターの連絡・調整により子育てのサポート等を提供する相互援助活動を促進します。
⑤一時預かり事業	家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、主として昼間に、保育所、幼稚園、その他の場所で一時的に預かり、必要な保護を行います。

施策・事業名	内容
⑥病児保育事業	病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、保育士及び看護師等が一時的に保育等を行います。
⑦民間保育サービスの育成	民間保育サービス等に対する助言及び援助を充実するとともに、職員の研修会等の充実を図り、民間保育従事者との連携の場の形成に努めます。

(2) 子育て支援ネットワークの充実

子育てをする親同士や、子育て家庭と地域の人がつながることができるよう、身近な交流の場づくりを推進します。

また、子育てを地域全体で支えるため、子育て支援団体の育成、子育てに関する情報を共有できる仕組みづくりなど地域の関係機関の連携強化を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①子育て支援ネットワークの充実	「子育て応援連絡会」を継続して実施し、子育てを応援し合う活動が地域に浸透するように情報発信するとともに、各組織や団体が互いに助け合い、交流し合うことで、きめ細やかな子育て支援につなげられるよう取り組みます。
②地域子育て支援拠点事業の充実	主に未就園児のいる子育て中の親子の交流や育児相談、情報提供等を行う場の充実を図ります。
③子育て関連団体への支援	子育てサークルや子育てに関する自主的活動をしている団体の活動を支援します。支援センター利用者を中心として子育てサークルや応援連絡会への参加を支援します。

(3) 児童虐待の防止

養育支援が必要な家庭を早期に発見し、支援につなげるなど虐待（直接的な体罰等の虐待だけでなく、子どもの安心・安全が脅かされるような状態等を含む）を未然に防ぐための取り組みを推進するとともに、虐待を受けた子どもの精神的なケアに努めます。

経済的な問題、養育環境や子どもの発達等の問題が多様化・複雑化しており、ますます関係機関との連携が必要になってきます。行政、児童相談所、警察、各種団体など地域の関係機関が連携し、児童虐待の防止、早期発見・早期対応、保護・自立支援に至るまでの切れ目のない総合的な支援を行うため、要保護児童対策地域協議会のネットワーク機能の強化を図ります。

また、きめ細やかな対応が必要とされるため、専門的なスキルを持った人員配置、体制づくりに努めます。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①情報の周知	児童虐待の防止や早期発見のため、児童虐待に関する情報（どのような行為が虐待であるか、虐待を目撃した場合の対処方法等）の周知を図ります。
②相談体制の充実	関係機関職員の研修等への参加による資質の向上及び相談体制の充実に努めます。
③児童虐待への的確な対応	配慮を要する児童等への適切な対応と家庭への支援を的確に行う体制の構築に努め、子ども家庭総合支援拠点 ³² の整備について検討していきます。 また、児童家庭相談に必要な職員を確保して、受容的対応と個別的対応に努め、組織的対応をしていきます。
④要保護児童への支援体制の充実	虐待を受けた子どもの精神的なケアを行う関係機関と連携し、適切な対応を図ります。
⑤関係機関の連携	「安芸市子ども支援ネットワーク ³³ 」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図ります。

³² 子ども家庭総合支援拠点／子どもとその家庭及び妊産婦等を対象に、実情の把握、子ども等に関する相談全般から通所・在宅支援を中心としたより専門的な相談対応や必要な調査、訪問等による継続的なソーシャルワーク業務までを行う機能を担う拠点。

³³ 安芸市子ども支援ネットワーク／児童家庭相談体制の整備や、要保護児童等を早期に発見し、関係機関が連携を図り迅速に支援を行うことで、虐待防止に努める組織。

(4) 子どもの安心・安全の確保

子どもを交通事故等から守るため、安全な道路環境の整備を進めるとともに、子どもに対する交通安全教育を推進します。

また、子どもを犯罪の被害から守るため、家庭や地域、子ども自身の防犯意識を高めるとともに、地域で子どもを見守る体制づくりとその支援を推進します。

さらに、本市は台風等自然災害が多く、今後、南海トラフ地震も危惧されています。子どものいのちを守るため、防災へのより一層の取り組みを推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①交通安全教育の推進	各保育所や小・中学校で、交通安全に対する意識啓発を図るため、交通安全教室を実施します。
②安全な道路環境の整備 【再掲】	交通安全施設の維持補修及び整備が必要な箇所について、カーブミラーやガードレールの設置など計画的な施設整備を推進します。
③防犯意識の普及啓発	家庭や地域の防犯意識を高めるとともに、子ども自身が危険を回避するために防犯教室や薬物乱用教室を実施します。
④子どもの犯罪被害に関する地域の防犯体制の整備	少年育成センター職員、教員、家庭児童相談室職員による合同定期補導を行い、子どもを見守る体制づくりを推進するとともに、子どもに関わる犯罪・被害に関する情報提供体制の充実を図ります。
⑤子どもを取り巻く有害環境対策の推進	子どもの心の発達や人格形成に悪影響を及ぼすものに対し、適切な対策の検討を行い、実施していきます。 近年は有害図書等の回収に加え、スマートフォン等の適正使用、インターネットモラルについての学習を行っており、今後も新たなサービスが次々と普及することが考えられるため、常に最新の状況を踏まえた教育、啓発が必要となっています。
⑥子ども 110 番 ³⁴	「こども 110 番の家」の認識を深め、子どもたちに学校区や通学路のどこに「こども 110 番の家」が設置されているかを知らせるとともに、防犯教室等で具体的な体験学習を実施します。

³⁴ 子ども 110 番／子どものための緊急避難所として警察等により指定された緊急避難所のこと。通学路にある商店や民家が、その役割を担っている。

施策・事業名	内容
⑦保育施設の安全性の確保	子どもたちの命を守るため、統廃合を含めた保育の高台等への移転を検討します。
⑧防災対策の推進	子どもを含めた市民に対して防災啓発を行い、防災意識の向上や家庭での備えの充実を図るとともに、自主防災組織の活動支援や避難行動要支援者名簿 ³⁵ ・個別支援計画の作成、情報伝達手段の確立を図ります。



³⁵ 避難行動要支援者名簿／大地震などの災害が起こったときに、自力で避難することが難しく、支援を必要とする人々（避難行動要支援者）を、あらかじめ登録しておく名簿。

3 仕事と子育ての両立支援

(1) 保育サービスの充実

少子高齢化が進む中、本市の児童数は減少傾向で推移しており、幼稚園や保育所の在籍児童数は全体としては減少傾向にあります。女性の就業率の増加や働き方の多様化等を背景に、子育て家庭のニーズは多様化しています。また、就労している母親が多いことから保育ニーズが高く、保育の低年齢化も顕著に表れ、0歳児保育については、年度途中入所の希望に対応するための保育士不足により待機児童が出ています。

今後も0歳児の保育ニーズが増加し、入所希望が多い状況が予想されることから、特に0歳児保育の定員の確保を図り、子どもの養育環境の整備を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①教育・保育の提供体制の充実	子どものための教育・保育給付により、施設型給付（保育所、幼稚園）、地域型保育給付（小規模保育）の充実を図ります。
②子育てのための施設等利用給付の円滑な実施	利用申請により保育の必要性を認定したうえで、市内で施設等利用給付の対象となる海の星幼稚園での預かり保育や認可外保育施設等（高知県立あき総合病院託児所、ファミサポみるきい、一時預かり保育、病児・病後児保育）を紹介します。
③産休・育休後における特定教育・保育施設等の円滑な利用の確保	育児休業満了時以降、教育・保育事業の利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。
④延長保育	保護者の多様な就労形態に対応するため、保育所の開所時間を延長して保育を実施します。
⑤家庭支援の推進	家庭環境に対する配慮が必要な児童に対して、定期的な家庭訪問や指導などを行う家庭支援の保育士を配置し、入所児童の家庭での処遇向上を図ります。
⑥質の高い教育・保育や子育て支援等の推進	乳幼児期の発達が連続性を有するものであること、また、乳幼児期が生涯にわたる人格形成の基礎が培われる重要な時期であることに鑑み、子どもの健やかな発達を保障するために、質の高い教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の安定的な提供を図ります。 そのために、県や関係機関と連携した人材の確保・育成に努め、教育・保育サービス等の評価にも取り組みます。

(2) ワーク・ライフ・バランスの促進

仕事と生活の調和のとれた生活を実現できるよう、企業や労働者に対して、働き方の見直しや仕事と子育て等を両立しやすい職場環境づくり等について啓発するとともに、家庭において父親、母親がともに育児や家事の責任を担い、協力しあえるよう、男女共同参画の推進についての意識啓発を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①ワーク・ライフ・バランスの考え方の普及啓発	ワーク・ライフ・バランスの考え方の理解を促進するため、労働者、事業主、市民等への意識啓発を図ります。 また、父親・母親ともに仕事に対する意識や固定的役割分担意識を考えるとともに、家庭生活・家庭教育の重要性を認識し、バランスのとれた働き方（働き方改革）やライフスタイルを考えることができる意識の啓発を図ります。
②各種制度の普及啓発	育児休業や看護休暇等の趣旨や内容について、関係機関と連携して普及啓発を図ります。 また、仕事と家庭生活の両立ができるよう、職場全体で支援する環境づくりの推進に努めます。
③家庭における男女共同参画意識の啓発	男女がともに個性と能力を発揮し、いきいきと暮らすことができるよう、男女共同参画社会の実現に向けた意識啓発を図ります。 また、家事・育児は家族で分担し、助け合うという意識の浸透を図り、父親の家事・育児への参画について啓発を行います。



4 子どもの教育環境の整備

(1) 保幼小中高の連携の推進

関係機関が連携を図り、育ちと学びをつなげることにより、次世代の安芸市を背負って立つ人材の育成を目指します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
<p>①幼児期の教育と小学校教育、小学校・中学校・高等学校の円滑な接続を図るための連携</p>	<p>安芸市保幼小中高連携教育推進協議会を組織し、現在、子どもの生活や発達の連続性を踏まえ、移行期に円滑な接続が図れる取り組みを進めています。</p> <p>幼児期教育から小学校教育への接続においては、幼児と児童の交流をとおして、小学校生活へのあこがれや希望を持たせます。また、接続期カリキュラム（「5歳児後半年間指導計画」、「スタートカリキュラム」）を実施するとともに「10の姿共有シート」で、子どもたちの姿を共有する取り組みを行い、子どもたちの発達の連続性を保障していきます。</p> <p>小・中・高の連携においては、児童生徒、教員の交流や合同の活動をとおして、教育目標やカリキュラム等において協働できる取り組みを進め、小学校から中学校へ、中学校から高等学校への円滑な接続を図り、安定した学びの姿勢づくりに取り組みます。</p> <p>また、保幼小中高の交流を一層深め、将来の安芸市を担う人材の育成を図っていきます。</p> <p>さらに、特性に応じた適切な支援を要する子どもたちへの支援が「就学前から就学中、そして生涯にわたって」つながる体制づくりをより一層推進します。</p>
<p>②保育所と幼稚園の連携</p>	<p>幼稚園・保育所の連携を図り、それぞれの機能を活かした就学前の教育・保育の充実を図るために、合同での研修会やお互いの保育（教育）活動の公開をとおしての研修を図ります。</p>

(2) 次世代の親の育成

現在、少子化の進行や地域社会のつながりの希薄化等により、子どもが兄姉に面倒をみてもらったり弟妹の世話をしたり、近所の子どもと遊んだりするなど、異なる年齢の子どもたちのふれあう機会が少なくなっています。

次世代の親となる子どもが、男女が協力して家庭を築くことや子どもを生み育てることの意義や命の尊さ、子どもや家庭の大切さについて理解を深めることができるよう、意識啓発を図るとともに、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
① 学習機会の充実	思春期の児童・生徒がふれあい体験学習や職場体験学習を通じて、子どもを生み育てることの意義や家庭の重要性を学ぶ機会、乳幼児とふれあう機会の充実を図ります。
② 思春期における男女共同参画意識の啓発	男女相互の理解と協力の重要性、家庭生活の大切さについて意識啓発を図ります。

(3) 学校教育の充実

グローバル化や情報化、少子高齢化が急速に進むなど、社会・経済が激しく変化する時代に生まれた子どもたちが、これからの時代を自らの力で力強く生き抜き、自らの夢に向かって羽ばたけるようにするためには、知・徳・体の調和のとれた生きる力を育てることが必要です。

こうした知・徳・体³⁶の調和のとれた、自らの人生を切り拓き主体的に生きる力を子どもたちが身につけられるよう、教育活動の充実を図ります。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
① 確かな学力の育成	発達段階に応じて、修得すべき基礎・基本を確実に身につけ、自ら考え、判断し、表現する力や学習意欲を育てます。 そのために各学力調査を実施し、その分析による授業改善を図るとともに、問題解決学習において子どもが主体的・能動的・協働的な授業づくりを実践します。
② 豊かな人間性と健やかな体の育成	知・徳・体が教育の基本であることに鑑み、規範意識や他人を思いやる心を育むとともに、力の源となる体力や運動能力の向上を図ります。

³⁶ 知・徳・体／知育、徳育、体育のこと。知育は知る楽しさ・分かる喜び・できるうれしさ、徳育は自分と他人とを幸せにする力、体育は心身の健康を保つ正しい習慣を育む教育。

施策・事業名	内容
③心の教育の充実	いじめ、不登校やひきこもりなど、児童・生徒が直面する心の問題に対応するため、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、スクールアドバイザーを配置するなど相談体制の充実を図ります。 また、Q-U（楽しい学校生活を送るアンケート）を実施することにより、一人ひとりの実態や変化を把握し、個別ニーズに応じた必要な支援や相談活動につなげます。
④教職員の資質向上の推進	新学習指導要領で求められている資質・能力の育成に向けた授業を行うための教職員の授業力向上（主体的・対話的な学びのある学習集団づくり）を図るため、教職員の研究意欲のより一層の向上を目指します。
⑤教育施設の安全性の確保	安芸市の宝である子どもたちの命を守るため、小中学校の高台への移転統合を進めます。

（４）子どもの居場所づくりの推進

すべての子どもが放課後や長期休暇中に、身近な地域で安全に遊び、学べる居場所づくり、地域の人とともに様々な体験活動を行うことができる機会づくりを推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①学童保育の充実	低学年の利用ニーズが高い中、小学校統合を見据えた中で量的な拡大、施設環境の整備など管理運営の充実を図ります。 障害者手帳の認定を受けていないが、保育所で特性に応じた適切な支援が必要であった児童や小学校で支援を要する児童など、配慮が必要な児童の利用ニーズも高いことから、研修の実施等により支援員の資質向上を図ります。
②放課後子ども教室の推進	「新・放課後子ども総合プラン」に基づき、小学校の余裕教室や体育館等の活用を念頭に置きながら実施していきます。
③学童保育と放課後子ども教室の一体的な実施	小学校の余裕教室や体育館の活用を念頭に置きながら、一体的に実施していきます。
④児童センター事業の推進	子どもに健全な遊びを与え、健康を増進し、情操を豊かにするための活動の場や、保護者同士のコミュニケーションの場を提供します。

(5) 思春期保健対策の充実

思春期は、子どもから大人になる転換期であり、心や体の健康の問題が生涯の健康に影響することも指摘されています。妊娠中絶や性感染症等の性に関することや、喫煙や飲酒、薬物等の子どもが陥りやすい健康問題に対し、心身ともに健康な生活が送れるよう普及啓発を図るとともに、心の問題に適切に対応する体制整備を推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①思春期保健に関する普及啓発	性や命に関する学習機会の充実や喫煙・薬物に関する正しい知識の普及啓発を図ります。
②思春期相談の充実	思春期の児童・生徒の心や身体の問題に対応する相談体制の充実を図ります。 また、安芸市教育支援センター「ふれあい教室 ³⁷ 」において、不登校児童・生徒に対して学校復帰や将来の自立を目指して、学校とも連携しながら支援や指導を行っていきます。

(6) 家庭や地域の教育力の向上

家庭の教育力向上については、保育所・幼稚園・学校の保護者会及び行事等とおして、家庭教育の重要性の啓発に努めるとともに、親子のふれあいを深める場を提供します。

地域の教育力向上については、児童・生徒の地域行事への参加とともに、地域住民が学校行事に参加する機会を設け、地域の教育力を高めることで、子どもが健全に成長することができる環境づくりを推進します。

【主な具体的施策・事業】

施策・事業名	内容
①保育所・幼稚園・学校における子育て家庭への支援	保育所・幼稚園・学校において、家庭教育に関する情報提供や相談の充実を図ります。
②親子がふれあう機会の充実	地域において、親子で参加して様々な体験ができる講座や行事を開催します。
③「ハッピースマイル運動」の推進	声かけ・あいさつ等とおして地域を明るくし、子どもたちの人格の形成を図るため、「ハッピースマイル運動」を実施します。

³⁷ ふれあい教室／教育支援センターで、不登校児童生徒が登校する場として週5日実施している。地域の^人や他校の児童生徒、保護者との交流事業も行っている。

施策・事業名	内容
④子どもが地域で学ぶ機会の充実	子どもの自然や社会に対する意識・関心を高め、また、理解を深めるため、自然や環境、産業など様々な学習や体験活動等の機会の充実を図ります。
⑤安芸市子ども読書活動推進計画	図書館を中心に読み聞かせによる読書活動を推進します。



第5章 事業計画

1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、本計画において、「教育・保育」、「地域子ども・子育て支援事業」を提供する区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定め、当該区域ごとに「量の見込み」、「確保の内容」、「実施時期」を定めることとされています。

区域の設定にあたっては、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案するとともに、地域の実情に応じて保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域を定めることとなっています。その際、教育・保育提供区域は、地域型保育事業の認可の際に行われる需給調整の判断基準となることを踏まえて設定する必要があります。

本市においては、効率的な資源の活用を可能とし、市内のニーズを柔軟に吸収できるよう、教育・保育提供区域を市内全域（1区域）に定めます。

【提供区域の設定】

事業名		提供区域
教育・保育		全市
地域子ども・子育て支援事業	利用者支援事業	全市
	地域子育て支援拠点事業	全市
	妊婦健康診査	全市
	乳児家庭全戸訪問事業	全市
	養育支援訪問事業、子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業	全市
	子育て短期支援事業	全市
	子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）	全市
	一時預かり事業	全市
	延長保育事業	全市
	病児保育事業	全市
	放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）	全市
	実費徴収に係る補足給付を行う事業	全市
多様な事業者の参入促進・能力活用事業	全市	

2 各年度における教育・保育の量の見込み及び確保方策

幼稚園や保育所等の学校教育・保育については、子どもの年齢や保育の必要性の状況に応じて、以下の3区分にそれぞれ認定し実施することとなります。

認定区分	対象者	利用できる施設
1号認定	満3歳以上の教育を希望する（保育の必要性がない）就学前の子ども	幼稚園、認定こども園
2号認定	満3歳以上で保育の必要な事由に該当する子ども（保育を必要とする子ども）	保育所、認定こども園
3号認定	満3歳未満で保育の必要な事由に該当する子ども（保育を必要とする子ども）	保育所、認定こども園、小規模保育等

※保育の必要な事由：就労（フルタイム、パートタイム、夜間、居宅内労働など）、妊娠・出産、保護者の疾病・障がい、同居又は長期入院している親族の介護・看護、災害復旧、求職活動、就学、虐待やDVのおそれがあること、育児休業取得中に既に保育を必要としている子どもがいて継続利用が必要であること、その他市町村が認める場合。

（1）教育・保育の量の見込み及び確保方策

就学前児童数の推移、ニーズ調査から算出した教育・保育の利用意向や就労希望等により、保育必要性の認定区分、年齢区分に応じた計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

また、障がいのある子ども・外国につながる幼児等特性に応じた適切な支援が必要な子どもが教育・保育を利用する際には、必要に応じて障がい児相談支援等との連携を図ることや、使用可能な言語に配慮した案内を行うことなど、それぞれの事情に応じた丁寧な支援に取り組みます。

① 教育の事業量の見込み

【1号認定：3～5歳】

(単位：人)		実績					本計画期間				
		H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み		27	34	21	21	10	10	9	9	9	9
②確保方策	幼稚園 (特定教育・保育施設※1)	0	25	25	25	25	25	25	25	25	25
	認定こども園 (特定教育・保育施設※1)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	確認を受けない幼稚園※2	80	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	80	25	25	25	25	25	25	25	25	25
②-①		53	▲9	4	4	15	15	16	16	16	16

※1 特定教育・保育施設…市町村から「施設型給付」(公費)の対象となると確認された施設

※2 確認を受けない幼稚園…現行の私立幼稚園は、特段の申出を行わない限り「施設型給付」の対象として市町村から確認を受けたものとみなされ、公費の「施設型給付」の対象となりますが、「確認」を受けないと申出を行った幼稚園は、私学助成及び就園奨励費補助が継続されます。

【令和2年度の実施体制】

幼稚園 (特定教育・保育施設)	1 か所	海の星幼稚園
--------------------	------	--------

【確保方策】

◇量の見込みを定員が上回っており、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。

◇ニーズ調査の結果からも幼児教育の希望者は多いと予測されますが、今後の需要増に対応できる体制は確保されており、現在の提供体制で引き続き事業を実施します。

② 保育の事業量の見込み

【2号認定：3～5歳】

(単位：人)	実績					本計画期間					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み	322	314	312	294	276	238	234	224	227	215	
②確保方策	認可保育所 (特定教育・ 保育施設 ^{※1})	372	372	357	357	348	294	294	294	294	294
	幼稚園 (特定教育・ 保育施設 ^{※1})	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設 ^{※1})	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	計	372	372	357	357	348	294	294	294	294	294
②-①	50	58	45	63	72	56	60	70	67	79	

【3号認定：0～2歳】

(0歳児)

(単位：人)	実績					本計画期間					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み	31	29	32	36	30	39	38	37	36	34	
②確保方策	認可保育所 (特定教育・ 保育施設 ^{※1})	48	48	48	48	45	39	39	39	39	39
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設 ^{※1})	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地域型保育	5	5	5	5	4	4	4	4	4	
	計	53	53	53	53	49	43	43	43	43	43
②-①	22	24	21	17	19	4	5	6	7	9	

(1・2歳児)

(単位：人)	実績					本計画期間					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み	183	172	159	144	138	148	139	134	129	123	
②確保方策	認可保育所 (特定教育・ 保育施設※ ¹)	210	210	190	190	192	152	152	152	152	152
	認定こども園 (特定教育・ 保育施設※ ¹)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	地域型保育	10	10	10	10	6	6	6	6	6	
	計	220	220	200	200	198	158	158	158	158	158
②-①	37	48	41	56	60	10	19	24	29	35	

【令和2年度の実施体制】

認可保育所 (特定教育・保育施設)	8か所	安芸おひさま保育所 土居保育所 穴内保育所 川北保育所 赤野保育所 伊尾木保育所 井ノ口保育所 矢ノ丸保育園
地域型保育	1か所	たんぽぽ乳児保育所 (小規模保育C型)

【確保方策】

- ◇2号認定、3号認定とも量の見込みを定員が上回っており、希望者全員を受け入れられる定員が確保されています。
- ◇3号認定(0歳児)については、途中入所の希望が多く、保育士不足による待機児童が出ています。今後も0歳児の保育ニーズが増加し、入所希望が多い状況が予想されることから、特に0歳児保育の定員の確保を図り、子どもの養育環境の整備を図ります。
- ◇市内の幼稚園・保育所においては、公立のみならず私立の幼稚園・保育所(小規模保育所を含む)とも連携して、市全体で就学前教育・保育の充実に取り組んでいきます。
- ◇幼稚園・保育所(小規模保育を含む)の連携を図り、それぞれの機能を活かした就学前教育・保育の充実を図るために、合同での研修会等を開催します。
- ◇計画期間の5年間においては、認定こども園の導入は予定していません。しかし、今後の社会情勢や市民ニーズの変化を踏まえつつ、適正な対応に努めます。
- ◇慢性的な保育士不足の現状を踏まえ、県等と連携しながら、新卒保育士や潜在保育士への働きかけにより保育士の確保に努めます。

3 各年度における地域子ども・子育て支援事業の量の見込み及び確保方策

「地域子ども・子育て支援事業」は、子ども・子育て支援法で 13 事業が定められており、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業です。

「教育・保育」の量の見込みと同様に、就学前・就学児童数の推移、ニーズ調査から算出した各事業の利用意向等により、計画期間における各年度の量の見込みを定め、提供体制の整備を図ります。

(1) 利用者支援事業

【事業内容】

◇子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じて相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

◇平成 29 年 5 月に新たに開設した「子育て世代包括支援センター★きらり★」において、母子保健コーディネーターを配置し、母子保健型の利用者支援事業を実施しています。

【令和 2 年度の実施体制】

1 か所	子育て世代包括支援センター★きらり★ 平日 8 : 30 ~ 17 : 15 (12 : 00 ~ 13 : 00 を除く)
------	---

【確保方策】

◇「子育て世代包括支援センター★きらり★」において、母子保健コーディネーターを配置し、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の利用について、情報の集約、提供を行うとともに、利用にあたっての相談に応じ、必要な助言をし、関係機関との連絡調整を行います。

(単位：か所)	実績					本計画期間				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	0	0	1	1	1	1	1	1	1	1
方 策 確 保	母子保健型	0	0	1	1	1	1	1	1	1

(2) 地域子育て支援拠点事業（子育て支援センター）

【事業内容】

- ◇乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。
- ◇安芸おひさま保育所内において、安芸市地域子育て支援センターを設置しており、市内保育所の巡回相談、子育て通信の発行、体験入園、子育てサークル等への支援、講演・子育てイベントの開催を行っています。

【令和2年度の実施体制】

1 か所	安芸市地域子育て支援センター 平日 9：00～16：00
------	---------------------------------

【確保方策】

- ◇保護者同伴での利用であるため、定員等の設定はなく、現在の提供体制で必要量を確保できる見通しです。
- ◇今後も事業内容の充実を図り、利用者のニーズに対応できる体制の確保に努めていきます。

(単位：人回)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	2,271	2,711	2,495	2,217	2,200	2,209	2,133	2,045	2,029	1,927
確保方策(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1

(3) 妊婦健康診査

【事業内容】

- ◇妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業です。
- ◇本市では妊婦健康診査券を交付し、公費負担（14回）を実施しています。県外への里帰り時にも妊婦健診の助成を行っています。
- ◇妊婦1人当たりの受診回数は、平成27年度9.71回、平成28年度11.00回、平成29年度11.54回、平成30年度12.54回と増加しています。

【令和2年度の実施体制】

実施機関：安芸市健康ふれあいセンター「元気館」

実施体制：医療機関委託

【確保方策】

◇今後も妊婦一般健康診査受診票・妊婦歯科健康診査受診票の交付を継続するとともに、受診勧奨に努めます。また、医療機関との連携を図り、妊娠期の健康管理を充実させます。

(単位：人回)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
確保方策	1,000	911	1,050	939	1,000	991	993	988	980	963

(4) 乳児家庭全戸訪問事業（こんにちは赤ちゃん事業）

【事業内容】

◇生後4か月までの乳児のいるすべての家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。

◇平成29年度5月に「子育て世代包括支援センター★きらり★」が開設したため、妊娠期からの切れ目のない支援を一体的に提供できるよう連携し、子育て支援の充実を図っています。

【令和2年度の実施体制】

実施機関：安芸市健康ふれあいセンター「元気館」

実施体制：直営

【確保方策】

◇対象乳児のいる家庭を確実に把握し、訪問できるよう努め、必要な家庭には継続した訪問を行って、子育て支援の充実を図ります。

(単位：人)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
量の見込み	90	57	74	56	70	76	74	71	68	64

（5-1）養育支援訪問事業

【事業内容】

◇乳児家庭全戸訪問事業等の実施により把握した養育支援が特に必要な家庭に対してその居宅を保健師等が訪問し、養育に関する指導助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保する事業です。

【令和2年度の実施体制】

実施機関：安芸市健康ふれあいセンター「元気館」
実施体制：直営

【確保方策】

◇現在の提供体制を維持し、関係機関と連携して養育支援が必要な家庭の把握に努め、事業の実施・充実を図ります。

(単位：人)	実績					本計画期間				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
量の見込み	9	11	12	9	9	10	10	10	10	10

（5-2）子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業

【事業内容】

◇要保護児童対策地域協議会（子どもを守る地域ネットワーク）の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関間の連携強化を図る取り組みを実施する事業です。

【確保方策】

◇関係機関の連携がより強化され、要保護児童等への適切な支援につながるよう、「安芸市子ども支援ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）の機能強化を図るため、子どもを守る地域ネットワーク強化事業により、関係職員の専門性の強化と関係機関相互の連携強化に努めます。

(6) 子育て短期支援事業

【事業内容】

◇保護者の疾病等の理由により家庭において養育を受けることが一時的に困難となった児童について、児童養護施設等に入所させ、必要な保護を行う事業です。

◇平成 27 年度から体制を整備し、平成 29 年度からは受入施設数を増やしていますが、契約施設が市外のため、通学を要する平日利用は送迎対応が難しくなっています。

【令和 2 年度の実施体制】

5 か所	県内の 5 施設 児童養護施設：愛仁園 愛童園 子供の家 博愛園 乳児院：高知聖園ベビーホーム
------	---

【確保方策】

◇令和元年度現在、市外 5 か所で実施しており、施設側の職員体制によっては利用したい時にすぐに利用できないこともあります。需要増に対応できる体制は確保されており、現在の提供体制で引き続き事業を実施します。

(単位：人日)	実績					本計画期間				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R 元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	0	0	2	7	12	15	15	15	15	15
②確保方策	定員	730	730	730	730	730	730	730	730	730
	箇所数 (か所)	2	2	5	5	5	5	5	5	5
②-①	730	730	728	723	718	715	715	715	715	715



(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

【事業内容】

- ◇地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人（おねがい会員）と育児の援助を行いたい人（まかせて会員）が会員登録をし、センターの連絡・調整によりさまざまな育児の手助けを行う事業です。
- ◇子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）の量の見込みについては、就学前児童（0～5歳児）と就学児（6～11歳児）を合計しています。
- ◇平成29年12月から安芸市社会福祉協議会に委託して事業を開始しています。事業の周知を図るため、広報や講習会を年2回開催して、まかせて会員の確保に努めています。

【令和2年度の実施体制】

1か所	安芸市ファミリー・サポート・センター みるきい
-----	-------------------------

【確保方策】

- ◇引き続き広報でのお知らせやチラシの配布、他事業を利用する保護者など、口コミによる情報伝達を中心に広く市民に情報発信等を行い、おねがい会員及びまかせて会員の拡大を図ります。

(単位：人日)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	—	—	5	9	10	20	30	40	50	60
②確保方策	定員	—	405	1,220	1,220	600	600	720	720	720
	箇所数(か所)	—	1	1	1	1	1	1	1	1
②-①	—	—	400	1,211	1,210	580	570	680	670	660



(8) 一時預かり事業

【事業内容】

- ◇一時預かり事業は、幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外に区分されます。
- ◇①は幼稚園在園時を対象とした一時預かりで、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった園児について、幼稚園で一時的に預かる事業で、本市では令和元年度現在、海の星幼稚園において実施しています。
- ◇②はその他の一時預かりで、家庭において保育を受けることが一時的に困難となった乳幼児について、保育所等において、一時的に預かる事業で、本市では令和元年度現在、安芸おひさま保育所において実施しています。

① 幼稚園における在園児を対象とした一時預かり（預かり保育）

【令和2年度の実施体制】

1 か所	海の星幼稚園
------	--------

【確保方策】

- ◇現在の提供体制で必要量を確保できる見通しであり、引き続き、教育・保育における1号認定に対応する幼稚園等での実施を促進しながら、ニーズに対応していきます。

(単位：人日)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	774	1,214	957	567	456	948	913	877	866	825
②確保方策	定員	3,860	3,860	3,860	3,860	3,860	4,500	4,500	4,500	4,500
	箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②-①	3,086	2,646	2,903	3,293	3,404	3,552	3,587	3,623	3,634	3,675

② 幼稚園以外の一時預かり

【令和2年度の実施体制】

1 か所	安芸おひさま保育所 平日：8：30～16：30 対象：満1歳～就学前
------	--

【確保方策】

◇利用実績からみて、見込み量に対応できる体制は確保されており、現在の提供体制で引き続き事業を実施します。

(単位：人日)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	893	312	623	445	472	662	638	613	605	577
②確保方策	定員	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220	1,220
	箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②-①	327	908	597	775	748	558	582	607	615	643

(9) 延長保育事業

【事業内容】

◇保育認定を受けた子どもについて、通常の利用日及び利用時間以外の日並びに時間において、保育所、認定こども園等で保育を実施する事業です。

【令和2年度の実施体制】

1か所	矢ノ丸保育園 平日 18:30~19:30
-----	--------------------------

【確保方策】

◇令和元年度現在、1か所で実施しています。本事業の対象は実施施設に入所している児童になっており、需要に対応できる体制は確保されています。

(単位：人)	実績					本計画期間				
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度
①量の見込み	59	71	84	61	61	70	68	65	64	61
②確保方策	定員	120	120	120	120	120	120	120	120	120
	箇所数(か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②-①	61	49	36	59	59	50	52	55	56	59

(10) 病児保育事業

【事業内容】

◇病児について、病院・保育所等に付設された専用スペース等において、看護師等が一時的に保育等を行う事業です。

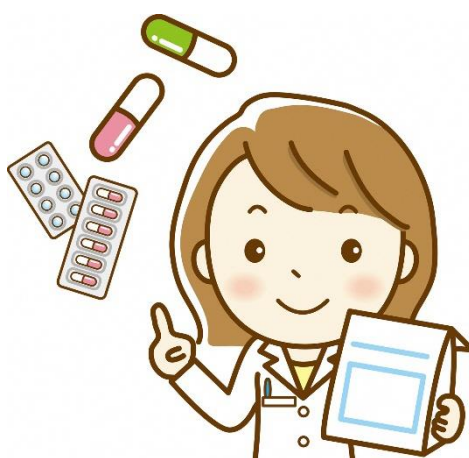
【令和2年度の実施体制】

1 か所	尾木医院 平日・土：8：30～17：30（火・土は午前中のみ） 対象：小学校3年生まで
------	---

【確保方策】

◇見込み量に対応できる体制は確保されており、現在の提供体制を維持しつつ、利用ニーズに対応していきます。

(単位：人日)	実績					本計画期間				
	H27 年度	H28 年度	H29 年度	H30 年度	R元 年度	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度
①量の見込み	740	690	762	556	600	644	620	596	589	561
②確保方策	定員	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464	1,464
	箇所数 (か所)	1	1	1	1	1	1	1	1	1
②-①	724	774	702	908	864	820	844	868	875	903



(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

【事業内容】

◇保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後に児童館、小学校の余裕教室等を利用して適切な遊び及び生活の場を与え、健全な育成を図る事業です。

◇令和元年度現在、安芸学童保育所、井ノ口学童保育所、川北学童保育所、土居学童保育所の4か所で実施しています。

【令和2年度の実施体制】

5か所	安芸学童保育所	長期休暇	8:00～17:30、平日	下校時～18:00
	井ノ口学童保育所	長期休暇	8:00～18:00、平日	下校時～18:00
	川北学童保育所	長期休暇	8:00～18:00、平日	下校時～18:00
	土居学童保育所	長期休暇	8:00～18:00、平日	下校時～18:00
	第2土居学童保育所	長期休暇	8:00～18:00、平日	下校時～18:00

【確保方策】

◇令和2年度に第2土居学童保育所を開設し、需要に対応できる体制を確保します。

◇入所の基準を明確に設け、公平・公正な受け入れ体制を確保していきます。

(単位：人)	実績					本計画期間					
	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度	R元年度	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	
①量の見込み	1年生					49	45	38	35	34	
	2年生	93	91	91	78	102	56	49	45	38	35
	3年生						23	33	28	27	23
	4年生						13	14	18	15	15
	5年生	23	23	23	27	15	9	8	9	12	9
	6年生						6	5	5	7	8
	計	116	114	114	105	117	156	154	143	134	124
②確保方策	登録児童数	135	135	135	135	170	151	151	151	151	151
	箇所数(か所)	3	3	3	3	4	5	5	5	5	5
②-①	19	21	21	30	53	▲5	▲3	8	17	27	

「新・放課後子ども総合プラン」

次代を担う人材を育成し、加えて共働き家庭が直面する「小1の壁」を打破する観点から、厚生労働省と文部科学省の連携のもと、平成26年7月に「放課後子ども総合プラン」を策定し、当該プランに基づき、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施を中心に両事業の計画的な整備が進められてきました。

平成30年9月14日、これまでの当該プランの進捗状況や、児童福祉や教育分野における施策の動向も踏まえ、これまでの放課後児童対策の取り組みをさらに推進させるため、放課後児童クラブの待機児童の早期解消、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施の推進等によるすべての児童の安全・安心な居場所の確保を図ること等を内容とした、向こう5年間（令和元年度～令和5年度）を対象とする新たな放課後児童対策のプランが策定されたため、本計画において方針を盛り込むこととします。

◆放課後子ども教室推進事業

【事業内容】

◇すべての子どもを対象として、放課後や週末等に、地域の人々の協力を得て子どもが自主的に参加し、学習や様々な体験活動、地域住民との交流活動等を行う居場所づくりを推進する事業です。

【令和2年度の実施体制】

9か所	下山小学校	穴内小学校	本町コミュニティセンター
	伊尾木小学校	赤野小学校	育成センター
	川北公民館	井ノ口公民館	安芸第一小学校

【確保方策】

- ◇放課後子ども教室については、今後も事業規模を維持しながら継続していきます。
- ◇学童保育所と連携して、安心安全な活動の場を提供するだけでなく、活動の幅を広げ、多様な体験・活動を行うことができる事業（一体型）となるよう取り組みます。

盛り込むべき内容	確保方策
一体型の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の令和5年度に達成されるべき目標事業量	一体型の放課後児童クラブ（学童保育所）及び放課後子ども教室の実施目標は1か所とします。
放課後子ども教室の令和5年度までの実施計画	現在市内9か所で実施していますが、今後も各教室の指導員の確保に努めながら実施します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の一体的な、又は連携による実施に関する具体的な方策	安心安全な生活の場を提供するだけでなく、活動の幅を広げ、多様な体験・活動を行うことができる事業となるよう連携して取り組みます。
小学校の余裕教室等の放課後児童クラブ及び放課後子ども教室への活用に関する具体的な方策	余裕教室がある学校では、学校・地域・学童保育事業者と情報交換を実施し、有効活用ができるよう検討します。
放課後児童クラブ及び放課後子ども教室の実施に係る教育委員会と福祉部局の具体的な連携に関する方策	学校・地域・その他関係機関及び学童保育事業者間のネットワークを構築し、情報交換会や研修を実施します。
特別な配慮を必要とする児童への対応に関する方策	障がい児童の受入れに必要となる専門的知識等を有する支援員を配置し、可能な限り障がい児童の受入れを行います。また、研修等にも積極的に参加し、専門的知識や技術等の習得等に努め、障がい児童受入れの推進を図ります。
地域の実情に応じた放課後児童クラブの開所時間の延長に係る取り組み	アンケート結果を基に、小学校区毎に実態調査を実施し、施設及び運営体制等の整備について、開所時間の延長も含め検討します。
放課後児童クラブの役割をさらに向上させていくための方策	研修等に積極的に参加し、専門的知識の習得に努め、また、各放課後児童クラブ（学童保育所）と情報共有し健全な育成を図ります。
各放課後児童クラブにおける育成支援の内容について、利用者や地域住民への周知を推進させるための方策	学童保育所入所案内時や広報等で支援及び実施内容を周知します。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

【事業内容】

◇保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

【確保方策】

◇今後、地域の実情や需給の状態を十分に把握したうえで実施を検討します。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

【事業内容】

◇地域の教育・保育需要に沿った教育・保育施設等の量的拡大を進める上で、多様な事業者の新規参入を支援するほか、認定こども園における特別な支援が必要な子どもの受入体制を構築することで、良質かつ適切な教育保育等の提供体制の確保を図る事業です。

【確保方策】

◇今後の必要性に応じて、実施を検討します。



第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内における連携体制の強化

本計画に携わる部署は、市役所関係の組織でみると児童福祉の担当課だけでなく、健康増進の担当課、都市計画や道路整備の担当課、教育委員会など広範囲にわたっています。

そのため、各部署間の綿密な情報交換と連携した行動によって、計画の効率的かつ効果的な推進を図ります。

(2) 関係機関や市民との協力

本計画の推進のためには、市役所だけでなく、児童相談所などの行政組織や、子育てに関係する民間団体・市民ネットワーク、及び各地域の住民の協力が不可欠です。そのため、市民に対して積極的に情報を提供していくとともに、市行政と各種関係機関・団体、地域住民との協力の強化を推進します。

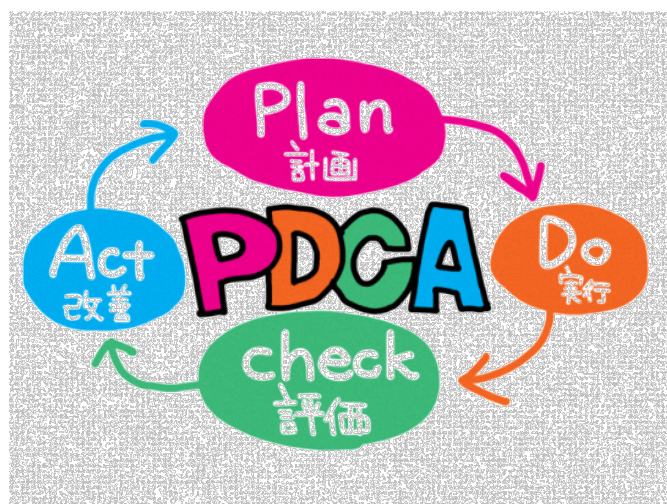
(3) 国・県との連携

地方公共団体の責務として、市民のニーズを的確に把握しながら、利用者本位のより良い子育て支援となるよう、国・県に対し必要な要望を行うとともに、行財政上の措置を要請していきます。

2 計画の進捗管理

本計画を市民とともに推進していく体制を確保するため、市民参画により構成される「安芸市子ども・子育て会議」を中心に、計画の推進と進捗管理を行います。

こうした推進の仕組みとして、計画・実行・点検（評価）・見直しのPDCAサイクルを活用し、実効性のある取り組みの推進を図ります。



第7章 参考資料

1 安芸市子ども・子育て会議条例

平成25年10月3日

条例第33号

(設置等)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、安芸市子ども・子育て会議（以下「子育て会議」という。）を設置するとともに、同条第3項の規定により子育て会議の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 子育て会議は、委員15人以内で組織する。

(委員)

第3条 委員は、子ども（法第6条第1項に規定する子どもをいう。）の保護者（同条第2項に規定する保護者をいう。）、子ども・子育て支援（法第7条第1項に規定する子ども・子育て支援をいう。）に関し学識経験を有する者その他市長が適当であると認める者のうちから、市長が委嘱する。

(任期等)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員長及び副委員長)

第5条 子育て会議に委員長及び副委員長を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選により定める。

3 委員長は、会務を総理し、子育て会議を代表する。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、委員長が招集する。

2 会議の議長は、委員長が当たる。

3 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

4 会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委員以外の者の出席等)

第7条 子育て会議は、必要があると認めるときは、委員以外の者に会議への出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

(庶務)

第8条 子育て会議の庶務は、福祉事務所において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(招集の特例)

2 この条例の施行の日以後最初に招集される会議は、第6条第1項の規定にかかわらず市長が招集するものとする。

2 安芸市子ども・子育て会議委員名簿

(任期：平成30年3月1日～令和2年2月29日)

氏名	所属	備考
さだひろ よしこ 貞廣 佳子	教育委員	
ふくもと かおり 福本 かおり	ふれあい広場「ピッコロ」	子育て サークル
たけざき かなこ 竹崎 加奈子	安芸市小中学校 PTA 連絡協議会長	
まえだ かずおみ 前田 兼臣	安芸市保育所保護者会連合会長	
よこやま ひろひと 横山 公人	主任児童委員	
こまつ ゆみこ 小松 結実子	家庭相談員	
なかい ひろこ 中井 弘子	安芸福祉保健所 次長兼健康障害課長	
こまつ こずえ 小松 梢	矢ノ丸保育園長	私立保育園
やまさき みか 山崎 三佳	赤野保育所長	公立保育所
ふかがわ みちこ 深川 美智子	海の星幼稚園 副園長	私立幼稚園
おぎ さおり 尾木 さおり	尾木医院長	
かどた みつほ 門田 満穂	安芸第一小学校長	
庶務	福祉事務所	
関係機関	生涯学習課	
〃	市民課	
〃	学校教育課	

第2期安芸市子ども・子育て支援事業計画

発行年月 令和2年3月

発行 安芸市福祉事務所子ども係
〒784-8501

高知県安芸市矢ノ丸1-4-40

電話 0887-35-1009

FAX 0887-35-1028

Mail kodomo@city.aki.lg.jp